

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進								
	(1) 市民理解と相互交流の促進								
	① 市民理解の促進					誤解や偏見、差別をなくすため、多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進める。			
	1	障害企画課			広報・啓発活動の推進	<p>市政だよりなどの広報、報道機関への積極的な情報提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会を活用し、障害のある方の市民理解の促進等を図る。</p>	<p>・市政だよりなどの情報発信機会を活用し、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」などの広報を行った。 ・ウエルフェアなど障害のある方と健全者がともに作りあげるイベントの実施により相互交流機会を創出した。</p>	<p>広報に関しては、障害者向けの情報が多く、市民理解啓発に関するものは活発ではない。</p>	<p>様々な情報提供機会を通じて障害に関する正しい広報をより積極的に行うなどして市民理解の促進に努める。</p>
	2	教育局中央市民センター			市民センターにおける各種事業	<p>市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深めたり、障害のある人も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。</p>	<p>・障害への理解を深める講座を3館で4事業行った。 ・障害のある人も参加できるよう、要約筆記付講座を9館で11事業、手話通訳付講座を11館で15事業行った。</p>	<p>予定通り実施でき、参加者にとって障害への理解が深まった。</p>	<p>今後もニーズを鑑みながら、事業を企画・実施していく。</p>
	3	障害企画課			市政出前講座の活用等による各種研修の実施	<p>障害者保健福祉計画、障害のある方の福祉サービスなどについて市政出前講座の項目に入れるとともに、市民からの要請に応じ、さまざまなテーマにて講座を実施する。</p>	<p>テーマ「障害者の保健福祉サービス」全体で8件 ・障害者保健福祉計画 1件 ・障害者の福祉サービス 4件 ・わかりやすい精神障害 1件 ・障害者総合支援法 1件 ・障害者施策の変遷 1件</p>	<p>市民からの要請に応じ、新たな制度である障害者総合支援法をテーマにしたことなどにより、市民理解の促進につながった。</p>	<p>今後も引き続き、市民からの要望に応じ、新たなテーマも含め様々な出前講座を行なうことにより、一層の市民理解の促進を図る。</p>
	4	障害者支援課	◎		精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発 (再掲:整理番号75)	<p>・精神保健福祉対策(普及・啓発)として、精神保健ハンドブックの作成等を行う。 ・精神疾患・精神障害の正しい知識の普及と適正な態度の醸成を目的とした、様々な主体による取り組みをより効果のあるものにするためにコーディネートするとともに、それらの取り組みを地域に根ざした普及啓発活動とするためのプログラムの開発等を行う。</p>	<p>・精神保健福祉ハンドブックを作成・配布した。 8,500部作成 医療機関、事業所等に配布 ・精神障害当事者による講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 講演実施回数 22回 延べ聴講者数 1,313人 ・これまでの活動実績を元に、同様の普及啓発活動を各所で展開できるよう、普及啓発プログラムを作成した。</p>	<p>・ハンドブックは精神疾患をもつ市民が利用できる制度等についてまとめたものであり、平成24年度は平成23年度に比べ、500部多く作成し、配布を行ったことで、より広く制度等の周知を行うことができた。 ・精神障害当事者による講演の聴講者は、平成20年度に事業を立ち上げて以来、最も多い数となっており、精神疾患に対する知識を広く普及できた。啓発活動が広く認知され、各所で活用されるようになってきていることから、正しい知識のもとで、精神疾患を持つ方を早期に発見し、早期治療につなげることに貢献できた。</p>	<p>・今後も引き続き、精神保健福祉ハンドブック等による普及・啓発に取り組むと同時に、新たな心の健康づくり支援体制の構築などを検討していく。 ・講演については、普及啓発の対象を拡大し、学校関係者への働きかけを行う等、若年層への普及啓発を行ってゆく。また、精神障害者が地域の中で役割を見出し、生きがいを得ていけるよう、ピアカウンセリングやピア相談員の普及を進めていく。</p>
	5	障害企画課			点字・声の広報発行	<p>視覚障害のある方を対象に生活情報を点字・音声版で毎月発行する他、希望に応じ必要な文書等を音・点字訳して提供する。また、「せんだいふれあいガイド」の冊子から視覚障害のある方が必要な情報を抜粋し、点字・音声版を作成する。</p>	<p>視覚障害のある方を対象に点字・音声版により必要な情報提供等を行なった。 ・生活情報の点字・音声版提供者数 点字版 2,063人 音声版 2,525人 ・ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 点字版 25部 音声版 112部 ・点字・音訳サービス利用件数 点訳サービス 46件 朗読サービス 2件</p>	<p>事業全体としては利用見込みを上回っているが、障害者本人への市からの生活情報の提供にとどまっており、障害者の情報取得手段とその難しさについて、市民の理解を進める成果につながっているとは言い難い。</p>	<p>点字・音訳サービスの利用が活発ではないため、障害者を含めた市民全体への事業の周知を進めることで、障害者が情報を得ることの難しさに対する理解を深めるとともに、障害者本人の利用のみならず、地域社会による利用の促進を目指していく。</p>

方針	整理番号	H25 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市 単独事業 (☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
					② 相互理解と交流の促進				
	6	障害企画課			障害のある方との交流を深める各種イベント開催	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。	福祉まつり「ウエルフェア2012」を開催した。 ・屋外 開催日 平成24年9月30日(日) 会場 勾当台公園市民広場等 来場者 約11,000人 ・屋内(障害者週間記念式典等) 開催日 平成24年12月9日(日) 会場 仙台市福祉プラザ ふれあいホール 来場者 180人	障害者によるステージやブースが出展した屋外イベントではたくさんの方に来場いただき、障害者とふれあうことで関心を持っていただくきっかけを作ることができた。	障害者週間記念式典を含む屋内イベントでは、来場者の多くを表彰関係者が占めており一般来場者が少ないため、式典後の障害者発表も含めて一般来場者の増加を図る方策を検討する。
	7	障害企画課			障害理解を促進するための事業の推進	障害のある方とない方の相互理解促進のため、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。	心の輪を広げる体験作文コンクール・障害者週間のポスターコンクールを実施し、入選作品は障害者週間記念式典で表彰した。また、各部門の最優秀賞は全国コンテストへ推薦した。 ・心の輪を広げる体験作文コンクール 応募作品 149点(小学生101点, 中学生27点, 高校生・一般21点) ・障害者週間のポスター 応募作品 33点(小学生24点, 中学生9点)	障害のない方も作品の製作を通じて、障害と向き合うことで関心をもっていただくきっかけを作ることができた。	市内の小中学校等へ広く作品の募集を行っているが、応募数が停滞しているため、応募につながる周知などの方策を検討する。
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進									
	① 権利擁護の推進					生活設計や金銭管理等を行うことが困難な障害のある方に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する制度の利用を支援し、権利の擁護を図る。			
	8	障害企画課			成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分な知的・精神障害のある方について、配偶者及び2親等内の親族がいない場合、親族による申し立てが期待できないとき、市が成年後見制度の申立を行う。また、市が申し立てた者のうち、鑑定料や後見報酬の支払能力がない者については後見報酬などを助成する。	・市長申立件数 2件 ・後見報酬支払い件数 2件	制度の周知を図っているが、新規申立に至った件数が少なかった。	制度の周知を図るとともに、市長申し立てに限らず成年後見申立費用の助成対象拡大について検討する。
	9	社会課			日常生活自立支援(市区権利擁護センター)	仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)や各区の権利擁護センターにおいて、障害などにより、判断能力が十分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行う。	・新規利用契約件数 34件 (知的障害17件、精神障害17件) ・実利用件数 190件 (知的障害86件、精神障害104件)	新規利用契約件数、実利用件数ともに前年度より増加している。	引き続き制度の周知を図り、制度の適切な利用を図れるよう支援をおこなっていく。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	② 虐待防止対策の推進						「障害者虐待防止法」をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。		
	10	障害企画課			虐待防止体制の整備	障害者虐待防止センターの整備について検討を進め、虐待の未然防止や安全確保のための通報時における速やかな対応など、障害のある方への虐待を防止する体制の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・通報件数 22件</li> <li>障害者虐待と判断した件数 3件 (対象期間 H24.10.1～H25.3.31)</li> </ul>	障害者虐待防止法の施行により、関係各課・公所において一般相談の中で対応していた障害者虐待の事案について、被虐待障害者の保護及び養護者への支援等を開始するとともに、相談機能強化のための外部委託及び障害者虐待防止相談ダイヤルを設置した。	障害者虐待の防止に関する啓発、虐待相談に対する専門性の向上及び相談受付体制の強化などを図るとともに、障害者虐待防止相談ダイヤルの対応時間の延長を検討する。
2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実									
(1) 相談支援体制の強化									
① 相談支援体制の整備						区役所と障害者相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進するとともに、どこで相談を受けても必要な支援が提供できる体制づくりを進める。			
	11	障害者支援課			相談支援事業の実施	障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。</li> <li>訪問 5,278件</li> <li>来所 5,316件</li> <li>電話 32,164件</li> <li>合計 42,758件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務水準の底上げのため、仕様書の詳細化を行った。</li> <li>障害者自立支援協議会にて、事業所運営の自己評価の試行が行われ、そのプロセスを通して底上げをしていく動機の共有ができた。</li> </ul>	相談支援事業では障害や年齢を問わず幅広い相談内容に対応することが求められており、個別給付化された計画相談支援との整理を行い、業務内容の明確化、実施体制の見直しを行う。
	12	障害者支援課			相談支援事業の再編強化や区役所総合相談等(総合相談)	障害などにより「自ら支援を求めることが難しい」方へも、必要なときに必要な支援が届けられるよう、区役所と相談支援事業所のコーディネート機能の強化や地域の事業者・支援者との連携体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所・総合支所において、障害の内容や種類・年齢層を問わず、生活全般にわたる相談に対し、総合的視点に立った相談を行った。また、相談支援事業所との協働による事例検討やケースレビュー等を区ごとに月1回程度行った。</li> <li>障害者総合相談延件数(区役所実施分) <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問 3,856件</li> <li>来所 3,634件</li> <li>電話 3,160件</li> <li>合計 10,650件</li> </ul> </li> <li>協働による事例検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 59回</li> <li>延参加者数 564人</li> <li>検討した事例の延件数 221件</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた人員体制の中で協働による事例検討やケースレビューを行っているが、目的に合わせた効果的な運営方法とはなっておらず、必要なときに必要な支援が届けられる状況につながっているとは言い難い。</li> <li>潜在する地域の相談ニーズに対する活動方法も現状としては十分に確立していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援に対する事例検討やケースレビューは、効果的な運営を目指していく。</li> <li>関連する事業との調整を図りながら、地域の相談ニーズに的確に対応していくための活動の推進を目指す。</li> </ul>
	13	障害者支援課			精神保健福祉対策(医師等による区・総合支所での相談等)	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが相談を行う。また、回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に、小グループでレクリエーション活動などを行い、社会復帰の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談人数 1,351人</li> <li>相談延回数 2,532回</li> <li>訪問人数 1,485人</li> <li>訪問延回数 3,305回</li> </ul> </li> <li>社会復帰のための小集団活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>60回開催</li> <li>326人参加</li> </ul> </li> </ul>	保健所指導医の医師数を増やすなど、相談支援体制を充実を進めており、相談、訪問の人数、延回数ともに昨年度より増加している。	障害や病気だけでなく、社会的経済的な問題等、多面的な問題を抱えたケースへの対応が増加しており、他の関係機関との連携を強化していく。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	14	障害者総合支援センター		☆	障害者相談員による支援	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し(任期2年)、地域で暮らす障害のある方が身近なところで相談支援を受けられる環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者相談員 37人(身体22人, 知的12人, 精神3人)</li> <li>・相談件数 855件</li> </ul>	<p>相談員連絡会議で活動内容を検討する話し合いを持ったほか、研修や勉強会に参加し自己研鑽を図ることができた。そのほか活動推進を図る取り組みとして、仮設住宅等での茶話会開催や障害の普及啓発を目的とした対外的な活動を重点的に行った。</p>	<p>地域における様々な相談支援事業が展開される中で、障害者相談員の果たす役割について、より効果的なものとなるよう見直しが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の相談員改選では、相談業務に加え、障害に関する各種研修や集会等における啓発活動を重点的に取り組むこととした。</li> <li>・障害者相談員制度の周知・広報についても強化する。</li> </ul>
	15	障害者支援課			精神保健福祉審議会	精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。	<p>平成21年度の審議事項「精神疾患にかかる早期支援のあり方」について報告。新たな審議事項として「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方について」事務局より提案し承認。作業部会を設置し検討することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会:1回開催</li> <li>・作業部会:1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神疾患にかかる早期支援のあり方について」は今後若年者の相談、普及啓発、ネットワークに関して提言を行った。</li> <li>・平成25年1月に審議会を開催し、「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」について審議事項とすることが決定した。平成25年3月に作業部会を設置し、今後の取り組み内容とスケジュールについて検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者の相談支援の仕組み等については、審議会での提言を受けて具体的に若年者への相談支援体制についてモデル的な取り組みを行い検証していく。</li> <li>・災害対応のあり方については、今年度アンケート、ヒアリング調査を実施し、当事者や支援者からのニーズ、課題について整理を行う。</li> </ul>
② 障害の多様化に応じた相談支援の充実						本市の相談機関(障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、及び北部・南部発達相談支援センター)がその機能を最大限発揮しながら、より身近な相談機関(自閉症児者相談支援センター、中途視覚障害者支援センター等)の充実を図り、障害の多様化に応じた相談支援を行う。			
	16	障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部・南部発達相談支援センター			専門的な相談機関における相談等	各専門相談機関(障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)、精神保健福祉総合センター(はあとぽーと)、北部・南部発達相談支援センター(北部・南部アーチル)において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルポート                             <ul style="list-style-type: none"> <li>来所相談 904件</li> <li>文書相談 808件</li> <li>訪問相談 1,051件</li> </ul> </li> <li>・はあとぽーと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>来所相談 実人員302人・延人員2826人</li> <li>電話相談 延件数12,777件</li> <li>訪問指導 実人員28人・延人員387人</li> </ul> </li> <li>・北部・南部アーチル                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 9,640件(うち新規 1,319件, 継続 8,321件)(南北合計)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルポート                             <p>平成25年1月、障害者更生相談所の機能を拡充し、「障害者総合支援センター」を開所したことにより、障害のある方の地域生活を支援する体制の充実が図ることができた。</p> </li> <li>・はあとぽーと                             <p>来所相談、電話相談に関しては、前年度と同様の実績である。精神的に困難を抱える市民に対し、一定の支援ができていていると考え。これと比して訪問件数は十分とは言えず、保健センターへの技術援助も含めたアウトリーチ活動を一層強化する必要がある。</p> </li> <li>・北部・南部アーチル                             <p>近年の発達障害に対する関心の高さを反映し、どのライフステージでも相談者数が増加したが、特に成人期の相談の増加が顕著であった。より「障害特性の判断が難しい」新規相談や地域で対応できる社会資源が不足していること等による継続相談並びに虐待や触法、引きこもり(不登校)等、家庭背景の諸問題も複雑に絡み合った相談に対応した。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルポート                             <p>専門機関としての相談・支援機能を発揮するにあたり、当センターの機能や役割について、市民に広く認知してもらうことが重要である。</p> <p>今後、機関紙の発行やホームページ等の各種媒体による宣伝や、職員自らのプレゼン力を高めることにより、周知・広報を強化する。</p> <p>また、高次脳機能障害や難病等の新たな障害の方に対する専門的支援の充実を図る。</p> </li> <li>・はあとぽーと                             <p>地域での生活を支援し、安心して生活できる環境を整備するためには、来所相談・電話相談に加え、地域生活の場に出向く「訪問指導」の活用が重要である。地域の支援者と連携した訪問指導によって、精神障害者の早期介入や安定した地域生活への定着支援を強化する。</p> </li> <li>・北部・南部アーチル                             <p>今後も関係機関との連携に努め、発達障害児者に対する相談・支援の充実を図るとともに、相談待機期間の一層の短縮を図る。</p> </li> </ul>
	17	発達相談支援センター(南北)			自閉症児者相談支援センター運営管理及び拡充	自閉症の方へのより身近な地域における支援の充実を図るため、自閉症児者相談支援センターを開設し、支援の拡充を図る。	<p>継続的かつ頻回に支援が必要な在宅の自閉症などの発達障害児者を対象に相談・支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談延べ件数 2,447件</li> <li>・相談実人員 270人(2センター合計)</li> </ul>	<p>主に行動障害のある自閉症児者を対象とした第二自閉症児者相談センターを開設し、多様化する自閉症児者への相談・支援のニーズに対応した。</p>	<p>より生活に密着した支援ニーズに対応するため、アーチルとの相互連携により地域の相談支援拠点としての自閉症児者相談センターの拡充を図り、地域における自閉症児者への相談体制を構築する。</p>

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	18	障害者総合支援センター			中途視覚障害者支援センター運営管理及び拡充	中途視覚障害の方の地域での自立した生活を実現するため、中途視覚障害者支援センターを設置・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談事業 実利用者数 231名 延べ支援回数 2,512回</li> <li>交流会事業 合計13回実施 延べ参加人数 385名</li> <li>ロービジョン勉強会、ボランティア養成講座、同行援護従事者研修等 合計19回開催 延べ参加人数 247名</li> <li>視覚障害者のための生活用具展示会(eye eye福祉機器展)開催 参加者 300人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業とも実績は伸びつつあり、特に相談事業の実利用者及び延べ支援回数が増加した。</li> <li>眼科医師や視能訓練士等からの紹介が増えており、徐々にではあるが中途視覚障害者支援センターの役割が医療機関にも浸透している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の中で、利用者の多くが労働年齢でありながらも離職又は休職中であり、現行の就労支援機関やサービスでは十分な支援を受けられていないことが確認された。中途視覚障害者にとって就労(復職)ニーズは大きく、就労にかかる視覚障害への理解促進や支援技術の強化が求められる。</li> <li>今後は、中途視覚障害者支援センターの機能強化による就労支援を実施するとともに、既存の社会資源の改善・改良を行い、通勤のための歩行訓練や公共交通機関利用訓練、パソコン操作訓練等の視覚障害リハビリテーションを通所により実施する。</li> </ul>
	19	障害者支援課・精神保健福祉総合センター	◎		震災後の心のケア	震災を契機として、精神的に不安定になった方々への心のケア、被災者を支援する様々な支援者へのメンタルヘルスのケアを行う。健康問題に限らず、生活全般への視点を持ちながら、予防的なかわりも行う。また、震災と自殺予防に関する研修などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤嘱託職員を各区に配置し、相談支援を実施 訪問対象者実数 1,684件 訪問延べ回数 1,949件 電話相談数 2,917件 来所相談 276件 ケースレビュー 63件</li> <li>支援者の支援力向上を目的とした研修会・検討会の実施</li> <li>普及啓発活動 パンフレット作成、配布 心のケアに関する広報活動</li> <li>こころのケアチーム(はあとぽーと仙台)による支援 被災者支援(訪問・相談等)延べ数 382人 支援者向け技術支援(研修・講義等)23回、1,126人 地域住民向け普及啓発(〃)18回、664人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災の実情に応じて、直接的な個別支援を強化するとともに、震災関連ストレスは中長期的な対応が必要であることから、個人個人のストレスケア能力の向上を目的とした講座の開催やパンフレットの作成等を行ったことで、広く市民にメンタルヘルスケアの知識を普及できた。</li> <li>メンタルヘルスの啓発と連動し、心身に不調を感じた市民が相談窓口へ容易にアクセスできるよう、広告媒体を利用した相談窓口の周知を行った。</li> <li>こころのケアチームが、被災者の集中する宮城野区、若林区への訪問支援に加え、太白区へも訪問支援を行ったことで、心のケアが必要な被災者を個別に直接支援することができた。今後は個別事例への支援を積み重ねることで、今後のコミュニティ形成に必要な介入を具体的に検討し、支援者間での共有を図ってゆくことが必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅から復興公営住宅への移行期を迎え、住まいの変化やコミュニティの再編に伴うストレスが予想される。引き続き嘱託職員等による訪問相談、電話相談等の個別支援を行うとともに、支援者のケアや育成を行うための研修や検討会を実施し、長期的な視点を持って支援者が支援を継続できるようにする。</li> <li>大規模仮設住宅の解体とコミュニティの再編を経験した自治体を視察し、支援の実際や課題について学び、これからの支援に反映させる。</li> <li>こころのケアチームは青葉区、泉区居住の被災者に対する個別支援を行いながら、被災者の居住の場が変わっても継続的に支援を続けていけるような体制の整備や、市全体の被災者支援の進捗管理・共有を進める。</li> </ul>
	20	教育局教育相談課(子供未来局)	◎		児童生徒の「心のケア」推進事業	児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修会を実施する。さらに、仙台市児童生徒の心のケア推進委員会を設置し中長期的な取組を検討するとともに、震災による心のケアを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校での相談体制を充実させるため、全ての学校にスクールカウンセラーを配置または派遣を行った。</li> <li>学校において児童生徒の心のケアを推進していくため、職種別に10回の研修会を開催した。参加人数は1,213人。</li> <li>精神科医や臨床心理士、大学教授などの心の専門家で構成される心のケア推進委員会を5回開催し、助言を得ながら心のケアの取組を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての学校にスクールカウンセラーを配置、派遣することによって、全ての学校で児童生徒の相談や対応を行うことができた。</li> <li>心のケア研修を継続して開催することで、学校の教育相談体制の強化や教職員の心のケアに関する対応力の向上を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校低学年の児童や転入生に対する心のケアや保護者との相談が今後も必要なことから、全ての学校でのスクールカウンセラーの配置、派遣が必要であり、今後も継続配置に向けて検討していく。</li> </ul>
	21	子供未来局子育て支援課(教育局)	◎		子どもの「心のケア」推進事業	幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を行うほか、震災の被災者を対象として「子どものこころの相談室」における専門医による個別相談を実施するなど、子どもの心のケアの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度実績 問診票聞き取り26,276人</li> <li>児童精神科医による専門相談数 107人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児健康診査の場を活用し、不安を抱える保護者と子どものこころのケアを実施できた。</li> <li>「子どものこころの相談室」を開設し、児童精神科医による専門相談を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から市民にとって、身近な相談窓口として各区家庭健康課において子どものこころの相談室を開設し、対応を強化する。</li> </ul>

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	22	障害者支援課・障害者総合支援センター	◎		難病患者等初期相談支援強化	初期相談支援体制を強化するため、各区障害高齢課に嘱託保健師等を配置			市民が利用しやすい各区役所に、相談対応が可能な看護職員を1名増員し、相談体制を整備。病院等関係機関との連携を図る。
	23	障害者総合支援センター	◎		難病医療相談会委託	患者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、保健師、看護師、ケースワーカー等が、病気の理解、不安の解消、療養生活に関する助言、指導等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託開催回数 計15回</li> <li>各保健所 計6回</li> <li>延べ参加人数 1,112人</li> </ul>	それぞれの疾患における専門家による講話や参加者間の交流の時間を設けることにより、患者やその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消に貢献することができた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病は、稀少疾患を含めると数百種類にのぼると言われているが、現段階での回数では対象疾患が限定され、十分な対応ができずにいる。</li> <li>今後、より多くの方に役立つものとなるよう、相談会の開催方法の変更や回数増について検討をする。</li> </ul>
③ ケアマネジメント推進体制の整備						サービス等利用計画作成の運用見直しにあわせ、本市の障害者ケアマネジメントの制度的運用を再構築するとともに、社会資源や制度の有効活用と課題の集約・検討を行う主体として、各区に自立支援協議会を設置し、ケアマネジメントの推進を図る。			
	24	障害者支援課			障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会	相談支援事業の適切な実施を図るため、相談支援事業の運営評価、事業者等への指導・助言、関係機関によるネットワークの構築等を行う。また、社会資源や制度の有効活用と、区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援協議会 1回開催</li> <li>区ごとの自立支援協議会 未設置</li> </ul>	評価・研修専門部会において、定性的な既存の尺度を用いた相談支援事業所の自己評価と業務改善を行った。これにより、業務の標準化を行う必要がある等、個別支援レベルから地域活動レベルまでにおいて再構築の必要性が示唆された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い障害者ケアマネジメントを提供するため、事業所評価の仕組みづくり等を行い、サービス等利用計画の量的拡大のための体制づくりを目指す。</li> <li>区ごとの自立支援協議会については、その具体的な運営のあり方等について検討を行う。</li> </ul>
	25	障害者支援課			ケアマネジメント従事者研修	相談支援従事者を核とし、地域の事業者・支援者を含むケアマネジメントやチームアプローチの実践を拡大するため、日頃の実践からの「気づき」とその活用につながる研修を企画し実施する。またOJTや拠点的なコーディネーター機能と併せ、人材育成策の体系化を図る。	区役所・総合支所、専門的な相談機関、相談支援事業所、障害者福祉センター等の職員を対象に障害者ケアマネジメント研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新任職員研修 受講者 57人</li> <li>中堅職員研修 受講者 40人</li> <li>リーダー研修 受講者 延30人</li> <li>普及啓発研修(GH・CH支援者研修) 受講者 延130人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度より対象者を3つの階層に分けた研修を実施した。</li> <li>新任研修や中堅研修等で学んだ内容を実践に活かすためには、事業所内のリーダーが日々の実践における学びを促進する必要があると考え、リーダー研修を初めて実施した。しかし、現状としては研修内容が日々の実践における力量形成につながっているとは言い難い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者ケアマネジメント研修については、拠点のコーディネーター機能、事業所のOJTとの連動のもとにその効果が発揮されるよう企画されているため、その活用を目指し、体系化を図る。</li> <li>障害者ケアマネジメントを担う人材の質的な向上を目指し、その対象者の拡大についても検討を行う。</li> </ul>
(2) 障害児に対する支援の充実									
① 障害児とその家族への支援						障害の早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援する。			
	26	子供未来局子育て支援課			母子保健法に基づく各種健康診査(再掲:整理番号67~70)	2(4)①参照	2(4)①参照	2(4)①参照	2(4)①参照
	27	子供未来局保育課		☆	障害児保育の充実	保育に欠け、集団保育が可能な障害のある児童を保育所へ受け入れ、共に育つことを推進する。	397人を受け入れ、さらに年度途中において、25人を受け入れた。	保護者が年度途中の受け入れを希望した時、速やかに障害児保育を受けられるよう、児童の受け入れを充実させた。 ※平成24年度在籍児童のうち、医療行為の必要な児童は2名。	障害児受け入れの充実にともない、様々な障害に対応する保育の必要性が出てきた。そのため発達相談支援センターとの共催研修を行うなど、保育士等の研修の充実と保育課における巡回指導を強化していく。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	28	障害者支援課, 北部・南部発達相談支援センター			児童発達支援事業による療育支援	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所において, 療育の拡充に向けた取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に開設した「袋原たんぽぽホーム」の本格稼働及び「袋原たんぽぽホーム」「西花苑たんぽぽホーム」等で単独通園部門(毎日通園)を1クラスずつ設けた。</li> <li>・施設職員の研修を3回実施した。</li> </ul>	療育の場の量的な拡充と併せて施設職員の質の確保が図られたが, まだ十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は受け入れ枠の問題があり, 隔日通園となっている施設が多い。</li> <li>・今後は施設設備面での充実と人材の育成を図り, 通園できる日数を増やすとともに事業所の新規参入の活用を検討し, すべての児童がそれぞれ必要とする日数の療育の場が保障されるよう努めていく。</li> </ul>
	29	北部発達相談支援センター			聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し, 聴覚言語療育支援を行い, 障害の改善と言語・聴覚機能の発達を促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導やグループ指導, 家庭への支援を通して児童の言語・聴覚機能の健全な発達を促した。</li> <li>・通園児童数 26人</li> </ul>	個々の障害の程度や状況に合わせた支援を行い, 児童の発達の可能性を十分に引き出しながらコミュニケーション能力の向上を図るとともに, 家族に対する支援も行った。	言語及び聴覚に障害のある児童への支援を引き続き行うとともに, 保護者や関係機関を対象とした研修等の開催により障害への適切な対応・理解の促進を図る。
	30	子供未来局保育指導課(教育局)			特別(保育)支援コーディネーターの養成	障害のある子ども等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うため, 保育所内において支援の核となる, 必要な基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初級研修 343人</li> <li>・上級研修 89人</li> <li>・前年度の初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修 受講者数 292人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育所に初級研修受講修了生が複数配置されたことにより, 障害児やその保護者への支援を含め, 様々な事例に対応できるようになった。</li> <li>・上級研修において, コーディネーターの連携による課題解決のため, 必要な知識・技能を修得させ, 各保育所の核となる人材の育成を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも計画的に特別(保育)支援コーディネーターを養成していく。</li> <li>・各保育所内におけるコーディネーター間の連携・協力による取組みが不可欠なことから, 引き続きそのチーフとなる人材を育成するための研修を実施する。</li> </ul>
	31	教育局特別支援教育課(子供未来局保育指導課)			特別支援教育コーディネーター研修	発達に不安のある児童・生徒への支援を中心になって考えるために学校毎に指名される特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育コーディネーター養成研修を年間6回にわたって実施し, 新規に108名を養成した。</li> <li>・特別支援教育コーディネーター連絡会を2回実施し, 市内幼稚園・学校の特別支援教育コーディネーター412人が参加し, 研修・情報交換会を実施した。</li> </ul>	主に中学校区を単位とした地域ごとの特別支援教育コーディネーターの連携が進み, 学校間の情報の引継ぎや教員研修の自主的な開催など, 地域ごとの取組みが充実してきている。	地区ごとのコーディネーター連絡会のさらなる充実を図るため, 「コーディネーター向上研修」の修了者を各地区の連絡会における講師とするなど, 活用を図る。
	32	北部・南部発達相談支援センター			幼稚園や保育所への専門的バックアップ	幼稚園や保育所(保育園)の支援機能向上を図るために, アーチルの専門職員が幼稚園や保育所を訪問しての相談及び施設支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や幼稚園を訪問し, 対応等についての話し合いを行った(支援回数 113回)。</li> <li>・保育所の職員を対象に研修会を実施したり, 幼稚園や保育所で行う研修会への職員の派遣を行った。</li> <li>研修会の実施 1回</li> <li>研修会への参加 21回(南北合計)</li> </ul>	訪問による支援や, 研修会の中で事例検討等を行う中で, 個々のケースに合わせた対応等について話し合い支援の方向性について共有することができ, 支援の向上につながった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供未来局保育課では, SV事業として保育所への訪問を行っている。児童発達支援センターでも保育所等への訪問指導を行う予定であることから, 今後, 子供未来局保育課と連携を図りながら, 役割分担を検討していく。</li> <li>・保育所や幼稚園についても職員のニーズに沿った研修会を行うことで, 支援の向上を図っていく。</li> </ul>
33	障害者支援課			障害のある方の家族支援等の推進	障害児(者)と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう, 障害児(者)等の家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。また, 保護者による自主的な活動の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点施設7ヵ所, 実施施設4ヵ所, その他1ヵ所にて実施した。</li> <li>・日中介護 50,190時間</li> <li>・宿泊介護 2,619泊</li> <li>・外出介護, 自宅での介護 353時間</li> </ul>	実施施設が1ヵ所新設され, 受け入れ枠の拡大を図ることができた。また, 年々高まる利用ニーズによって, 実績時間は平成23年度と比べて大幅に増加し, 多くの方にサービスを利用いただくことができた。	現在受け入れ枠を超える利用ニーズがあり, 約半数の施設で新規登録希望者を受け入れることが難しい状況にある。今後利用状況の検証を行い, サービスのあり方について検討を行う。	

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-1

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	34	子供未来局子育て支援課		☆	小児慢性特定疾患患者見舞金	小児慢性特定疾患の認定を受けている児童に対して見舞金の給付を行うもの。	・対象児童に対して年額30,000円の見舞金を支給した。 青葉区 254件 宮城野区 174件 若林区 131件 太白区 208件 泉区 246件 合計 1,013件 ・本事業は平成25年3月31日を以って廃止となった。 ・平成25・26年度は経過措置となっている(25年度は20,000円、26年度は10,000円)		特定疾患があっても、地域で生活できるよう心身の状態に応じた支援の充実を進める。
	35	子供未来局子育て支援課		☆	小児慢性特定疾患研究に関わる通院介護料	小児慢性特定疾患の認定を受けている在宅で、介護を受けて通院している児童に年2回に分けて介護料の給付を行う。通院1日につき1500円 月額6,000円まで年2回(前期:4月分から9月分、後期:10月分から翌年の3月分)に分けて支給する。	対象児童に対して通院介護料の支給を行った。 ・青葉区 2,303回 ・宮城野区 1,454回 ・若林区 713回 ・太白区 2,027回 ・泉区 1,935回 合計 8,432回	・回数は増加傾向。 ・対象児童に対して、適切に介護料の支給を行った。	今後も、制度の周知・利用促進を促し適切に事業を継続していく予定。
	36	ウェルポート・子供未来局子育て支援課	◎		小児慢性特定疾患児と家族への相談支援事業	療育相談会、疾患や福祉サービス等の周知を図るガイドブック等の作成、関係職員に対する研修を実施			・療育相談会は子育て支援課・障害者総合支援センターが共催で開催し、年間3回程度実施。 ・関係職員を対象とした研修会を定例で実施することで、小児慢性疾患を抱える児及びその家族の不安の軽減を図る。
<b>② 放課後の居場所づくり</b>						就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進する。			
37	障害者支援課				放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験を通し、自立に向けた支援を行う。	事業所を4箇所指定したことにより、年度末には市内の事業所数は42箇所になった。 ・人日分/月 6,681 ・利用者数/月 1,055 ・市内放課後等デイサービス事業所従事者を対象とした研修会を開催	・上半期は、利用回数を原則週3日と緩和したことにより、利用者数及び利用実績が伸びたが、年央は、事業所数が増加しなかったために、利用者数及び利用実績が伸びなかった。 ・下半期に事業所数の増加による受入れ枠の増加のため、年度末に向けて利用者数及び利用実績が増加した。	受入れ枠が十分で無いために、利用者数及び利用実績も伸び悩んでいることから、既存の放課後等デイサービスを実施している法人などに対して新規事業所の開設を働きかけるとともに、新規に参入する法人の立ち上げを支援することで、放課後等デイサービス事業所の増設を目指す。
38	子供未来局子育て支援課				児童館等における要支援児の受入れ	障害児等個別支援が必要な児童の児童クラブへの登録が多い場合に、職員体制づくりに要する費用を加算するとともに、専門家による巡回指導等を行うことにより、児童への支援・配慮の充実を図る。	・児童クラブ運営費の加算として、指定管理料または委託料の加算を12館に対して行った。 ・要支援児を受入れている児童館23館に対して延べ25回の巡回指導を行った。	運営費の加算及び巡回指導とともに、必要な児童館に対して適切に実施することができた。	運営費加算、巡回指導とともに国の制度の動向も見極めながら拡充について検討していく。
<b>③ 教育環境の充実</b>						特別支援教育や教育相談等を通し、障害のある子どもの教育環境の充実を図る。			
39	教育局教育相談課・特別支援教育課				発達障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣し、指導・助言を行う。	・発達障害児教育検討専門家チームを7校に派遣した。 ・巡回相談員を、74校、199人の児童生徒を対象に158回派遣した。	各学校では、専門家チームや巡回相談員の活用が積極的に行われるようになり、専門家の助言を踏まえて、児童生徒の実態の把握やそれに基づく具体的な支援や配慮が行われるようになってきている。	専門家チームに関しては、効果的な活用を図るための積極的な周知について検討する。



方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	40	教育局特別支援教育課			肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援	市立幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校に在籍する肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する教育の充実を図るため, 鶴谷特別支援学校にOT(作業療法士)及びPT(理学療法士)を配置し, 併せて各学校・園に派遣し, 肢体不自由のある幼児・児童生徒への担任等の取組に対して指導・助言する。	・OT(作業療法士)とPT(理学療法士)を鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にOTを15回, PTを9回派遣した。 ・ST(言語聴覚士)も鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にSTを26回派遣した。	OT, PT, ST等の専門職の具体的な重言により, 各学校で障害の特性に応じた効果的な指導を行うことができた。	効果的な活用を図るため, 小・中学校へ継続的な周知を行う。
	41	教育局特別支援教育課			学校における医療的ケアの推進	市就学指導委員会の判断結果に沿って市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち, 医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活や学習を支援するため, 看護師を配置する。	医療的ケアの必要な16校, 27人の児童生徒に対して, 24人の看護師を配置した。	看護師の配置により, 医療的ケアの必要な児童生徒の学校生活や学習を支援することができた。	鶴谷特別支援学校においては, 障害の重い児童生徒が増加していることから, 巡回指導医の効果的な活用を検討する。
	42	教育局特別支援教育課			特別支援教育の推進(指導補助員の配置)	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活を補助する指導補助員の配置を行う。	年度途中にも, 必要な学校に対して順次配置し, 101校に157人の指導補助員を配置した。 なお, 通常の学級に在籍し発達障害の診断を受け, 保護者から配慮して欲しいと申し出のあった児童生徒は, 平成24年7月現在で1,433人であった。	特別支援教育指導補助員を配置したことにより, 学級担任等が児童生徒一人一人の状況をより詳細に把握し, 適切に対応できるようになっている。このことにより, 発達障害のある児童生徒が安定した学校生活を送れるようになり, その効果が学級全体に波及しているケースも多く見られる。	学校現場で大きな効果をあげていることから, 今後も適切な配置を行い, 障害のある児童生徒への学校や担任等の取り組みを支援していく。
	43	教育局特別支援教育課			特別支援学級への指導支援員の配置	特別支援学級に担任の指示を受け, 在籍児童生徒の学習や学校生活を補助する指導支援員の配置を行う。	国の緊急雇用創出事業を活用し, 51校に62人の指導支援員を配置した。	・特別支援教育指導支援員を配置したことにより, 支援員が介助を行い, 学級担任等が指導に集中するなどの役割分担が可能となり, 児童生徒一人一人に対して適切な指導ができるようになった。 ・指導支援員が交流及び共同学習に付き添うことにより, 通常の学級と特別支援学級が連携した指導も効果的に行われている。	学校現場で大きな効果をあげていることから, 今後も適切な配置を行い, 障害のある児童生徒への学校や担任等の取り組みを支援していく。
④ 地域における療育の支援						児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし, 地域における療育の支援を強化する。			
44	障害者支援課, 北部・南部発達相談支援センター			児童発達支援センターによる支援	既存の資源を活用しながら, 地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ児童発達支援センターによる保育所等への訪問支援など, サービス提供体制の具体的な検討を進める。	・南北アーチルと児童発達支援センターで現状の確認と支援内容の検討を行った。 ・従来業務として, アーチルが保育所・幼稚園に訪問(113件)を通して保育所等のニーズ把握を行った。	児童発達支援センターと役割や利用方法について課題の整理を行うとともに, 具体的な体制について検討を行っている。	アーチルと児童発達支援センターとの役割分担を検討するとともに, 子供未来局保育課とも連携を図っていく。	
(3) 障害特性等に対応した支援の充実									
① 障害特性等に対応した特別な支援						医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者, 強度行動障害のある方など障害の状態に応じて特別な支援が必要な方々が, 地域で安心して生活できるよう支援を行う。			
45	障害者支援課	◎		医療的ケアを必要とする障害のある方等への支援	痰の吸引や経管栄養, 導尿等の医療的ケアが必要な障害のある方などが, サービスを円滑に利用しながら地域で安心して生活を送れるよう支援を行う。	障害者総合支援法の短期入所事業者へ看護師配置のための補助金を交付。 ・利用延日数 223日 ・利用実人数 9人	平成24年度の新規の契約者は2人いるが, 実際の利用者は固定化している。	・利用実人数が増加しない現状である。利用の需要が高いことから, 対応ベッドの増床を働きかけていく。 ・平成25年度は新たに, 障害者福祉センターでの重度障害者受け入れ体制の強化のため, 障害者福祉センター職員に研修を受講してもらい, 医療的ケア提供体制の拡充を図る。	

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	46	障害者支援課		☆	在宅酸素濃縮器利用者への支援	在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。	酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部(月額3,000円)を助成した。 ・利用者数 543人	利用者は増加傾向にある。	災害時の備え等について普及啓発を行う。
	47	北部・南部発達相談支援センター			発達障害のある方の自立に向けた支援	現行の障害福祉サービス等での支援が難しい発達障害のある方や家族への支援、行動障害の軽減や二次障害の予防を目的とした自立に向けた支援を行う。	行動障害や二次障害の深刻化を防止するため、宿泊アセスメントを含むプログラムを実施した。 ・支援実人員:6人	行動障害が生じて家庭での生活が難しくなり始めた主として学齢期の発達障害児を対象にプログラムを実施した。	引き続き宿泊によるアセスメントを実施し第二自閉症児者相談センター相談業務と連動させることにより行動障害予防に向けた取り組みを行う。
	48	障害者支援課		☆	全身性障害者等指名制介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適切な介護者がいない障害のある方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。	・利用登録者数 46人 ・ヘルパー登録者数 215人 ・介護延時間数 20,658時間	利用登録者数は年々増加している。	コミュニケーション支援等の理由により慣れた介護人でなければ対応できないケースもあるため、継続して実施する。
	49	障害者支援課	◎		難病患者等社会参加促進支援事業	患者会・家族会の立上支援 就労を支援する専門支援員の配置等を実施			平成25年秋ごろの実施をめざす。事業開始にあたり、周知を行っていく。
	50	障害者支援課	◎		在宅障害者訪問入浴サービス(障害者居宅介護)	在宅の重度障害者が利用できる訪問入浴サービスの利用回数を拡大	・実利用者数 105人 ・利用回数 4,718回	毎年少しずつではあるが着実に利用者は増加してきている。重度障害者の在宅移行が進んでいることや制度の浸透が考えられる。	在宅の重度身体障害者が利用する訪問入浴の利用回数を、平成25年8月から月1回ずつ増加させる。 (従来の月5回まで(6月～9月は月6回まで)を、月6回まで(6月～9月は月7回まで)に拡大)
② 心身の状態に応じた適切な支援						難病患者、高次脳機能障害のある方、中途視覚障害者など、現行の障害福祉サービスでは対応が困難な障害のある方に対し、心身の状態等に応じた、きめ細かな相談や支援等を行い、自立や社会参加を推進する。			
	51	障害企画課、障害者支援課、(障害者総合支援センター)		☆	難病患者への支援	難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。	・難病患者等ホームヘルプサービス事業 延べ139回 ・難病患者等日常生活用具給付事業 5件 ・訪問指導事業 延べ352人 ・難病医療相談会 21回実施 参加者数延べ 1,122人 ・難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 受講者数 63人 ・難病患者等ボランティア養成講座 受講者数 48人 ・遷延性意識障害者治療研究事業 支給実人員 26人 ・障害者総合支援法の障害福祉サービスの対象に難病患者等が加わったため、居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、日常生活用具給付)は平成24年度で廃止となった。 ・難病見舞金事業(年額30,000円を支給) 6,011件 本事業は、平成24年度で廃止となった。 平成25・26年度は経過措置となっている(25年度は20,000円、26年度は10,000円)。	・ホームヘルプサービスや日常生活用具給付、訪問指導により、心身の状態に応じた支援を行うことができた。 ・ホームヘルパー養成研修、ボランティア養成講座により難病の知識をもった支援者の育成を行った。 ・遷延性意識障害者治療研究事業では、医療機関に対して介護料と褥瘡予防費を支給することにより、適切な支援の実施に寄与した。	難病があっても、地域で生活できるよう心身の状態に応じた支援の充実を進める。 ・訪問指導事業では、関係機関と連絡を取り合いながらニーズに応じた支援を行っていく。 ・難病医療相談会は、平成24年度までは概ね20回の開催だったが、平成25年度に35回開催する予定である。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	52	障害者総合支援センター			包括的呼吸リハビリテーション事業	呼吸器疾患特有の生活障害の実態を明らかにするとともに、在宅の同疾患の患者が健康維持や生活障害軽減のため早期にリハビリテーションに取り組めるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸健康教室(委託)の開催(5回×2カ所) 参加者 180人</li> <li>支援者を対象とした研修会の開催 参加者 68人</li> <li>フライングディスク練習会への参加(3回)</li> <li>障害者スポーツボランティアネットワーク研修会への講師派遣</li> </ul>	当事者が呼吸器疾患に関する知識を深め、生活改善や活動意欲向上等の効果が得られた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者に対する研修では、呼吸器疾患の特性に対する理解を深め、且つ、支援力の向上につながる企画を検討する。</li> <li>当事者自身の自助力をさらに高めるための取り組みも重要であり、これらの実現に向けた検討を進めていく。</li> </ul>
	53	障害者総合支援センター	◎		重度障害のある方のコミュニケーション支援	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の意思伝達が困難な重度障害のある方に対して、生活の質(QOL)向上と尊厳確保のため、意思伝達装置等を活用したコミュニケーションの確立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者に対する相談支援実績(前年度) 対象者 53名(前年31名) 相談対応数 767件(前年611件)</li> <li>養成者研修 実施回数 2回 受講者数 42名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者コミュニケーション支援センターにおいて、重度障害者に対して、病気の進行により変化する障害状況に応じたタイムリー且つ継続的な支援が提供できた。</li> <li>生活支援に従事する職員(ケアマネ、ヘルパー等)に対する支援者養成研修を実施することにより、コミュニケーションの確立をサポートできる支援者を増やすことができた。</li> </ul>	相談支援対象者数が年々増加していることと、病気等の進行により障害が重度化し、より高度な支援技術が求められてきていることから、相談支援体制の強化を図る。
	54	障害者総合支援センター			テクノエイド事業の推進	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具、住宅改修等の評価・選定やモニタリングができるようシステムを構築し、物理的バリアの軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉セミナーの実施 3回実施 参加者142人</li> <li>介護保険施設における車いすの相談支援の介入方法の調査研究事業 7回実施</li> </ul>	介護保険施設における車椅子相談会やケアマネ等に対する講習会の実施等により、補装具利用に対する理解を深め、適切な補装具利用を支援するための人材育成が図られた。	障害のある方が、常に適切な補装具を利用することができるよう、引き続き、多職種連携による支援体制の整備に向けて検討する。
	55	精神保健福祉総合センター			精神障害のある方のデイケア事業の支援	生活指導、作業指導などのデイケアを実施し、回復途上にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の通所者延数は2,890人であり(「就労支援・社会参加コース」は2,364人、「リワーク準備コース」は526人)、平均在籍者数は41名で、定員60人に対する充足率は69.3%であった。</li> <li>平成24年度「就労支援・社会参加コース」終了者は9名。平均在籍期間は2年10ヶ月。終了時転帰は56%が就労施設への移行や復学など社会復帰に至っている。</li> <li>平成23・24年度「リワーク準備コース」あわせて終了者21名。平成24年度末の状況は61%が復職や就労、職場のリワークプログラム等復職行動開始に至っている。終了時、全員が、通所開始時のうつ状態から改善している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「就労支援・社会参加コース」については、通所開始時に、単なる居場所ではなく数年で他の社会復帰施設への移行や就労等へのステップアップを目指して個別の目標を設定し、きめ細かな個別支援を実施している。数年で目標達成し終了していることは適切な支援であったと評価できる。</li> <li>「リワーク準備コース」は、通所者全員がうつ状態を改善して終了していることは、社会参加のための自己回復力を高めたとして心身の状態に応じた適切な支援であったと評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「就労支援・社会参加コース」については、新規通所者数(7人)を終了者(9人)が上回るなど、近年通所者が減少している。通所者人数増加のために、対象者を拡大し、若年層及び統合失調症以外の精神障害者等をターゲットとした運営を目指す。紹介元となる医療機関に対して若年層の利用イメージを伝える広報活動を行っていく。</li> <li>「リワーク準備コース」は、新規通所者の増加を目指し、2年間の事業報告と、特化した運営である個別支援体制と終了後の再発防止のためのOB会開催支援について、紹介元となる医療機関に広報していく。</li> </ul>
	56	障害者総合支援センター		☆	高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談による支援を実施するとともに、関係機関等が互いに連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援相談実績:支援実人数 66人、支援回数 297回</li> <li>勉強会・事例検討会の実施(3回) 参加人数 延べ 51人</li> <li>研修会(1回) 参加人数 11人</li> <li>「対応マニュアル」の作成 担当者の相談支援の標準化</li> <li>「支援事例集」の整備、発行</li> <li>外部研修への派遣 ピアサポーター養成研修、就労支援に関する研修会、小児期高次脳機能障害者支援研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業について周知が図られたことにより、支援につながる具体的な相談が寄せられるようになった。</li> <li>継続支援では、外部の支援者と協働、連携による支援を実施することができた。</li> </ul>	相談支援体制を充実するため、多職種チームによる専門性を生かした支援の成果を整理・分析し、それらの情報を発信することにより、支援のノウハウの共有化を図る。
	57	障害者総合支援センター		☆	中途視覚障害のある方への支援	中途視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行・パソコン等の生活訓練事業を実施する。	[中途視覚障害者生活訓練事業] 白杖歩行訓練やパソコン操作訓練等 41名に対し、延べ444回在宅で実施。	利用者数と支援回数が増加した。特に、情報アクセスやコミュニケーションの促進を目的に、日々進化し普及しているパソコンを中心としたIT機器の操作について、訓練を希望する視覚障害者とその知識と技術を習得することができた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の増加に伴い、訓練開始までに待機期間が生じているため、タイムリーな訓練提供が課題となっている。</li> <li>今後、より身近な場所で支援が受けられるよう既存の事業所職員等の人材育成に取り組んでいく。</li> </ul>

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	58	感染症対策課			後天性免疫不全症候群(エイズ)患者への支援	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の綿密な連携と相談支援体制の構築を図る。	・エイズ・性感染症対策推進協議会にて意見交換・対策の検討。 ・東北ブロック拠点病院である仙台医療センター専門外来スタッフとの勉強会実施。施設職員に向けた正しい知識の普及等が必要との意見が出た。	・HIVへの根強い偏見に由来する施設の受け入れの現状が把握できた。 ・平成23年度には高齢者施設等の職員対象に、研修会を実施したが、平成24年度は実施できなかった。	今後の感染者・患者の高齢化に備えて、介護・福祉関係者への正しい知識の普及啓発が必要であり、関係機関と連携し、研修会等を実施していく。
	59	障害企画課		☆	聴覚言語障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員の配置及び地域世話人に対する聴覚障害者用ファクシミリ電話料金の一部助成を実施する。	・自らが聴覚障害を持つ相談員を各福祉事務所管轄地域内に1人ずつ(計5人)配置している。 相談件数 969件 ・市聴覚障害者協会から推薦された地域世話人に専用ファクシミリを設置する場合の電話料助成を行った。 対象者 14人	聴覚障害者福祉相談員は予定どおり配置できており、ファクシミリ助成についても必要とする地域世話人に対するの助成を行えていることから、障害者が身近に相談できる環境づくりを進められている。	聴覚障害者福祉相談員については、年々相談件数が減少していることから、研修等の実施により相談員の更なる質の向上を図るとともに、広報活動の強化により活発な利用を促す。
	60	障害企画課		☆	補助犬の普及促進	補助犬の普及促進を図るため、補助犬への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターの配布を実施し、また、補助犬を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。	・盲導犬使用者2人及び介助犬使用者1人に補助を行った他ポスター掲示やステッカー配布依頼などを行った。 ・市役所周辺で盲導犬の訓練を行い盲導犬の育成及び啓発を行った。	・補助犬の飼料給付をすることにより、補助犬の育成を図り障害者の施設利用を円滑にすることができた。 ・市役所周辺で訓練を行うことにより盲導犬の育成に加え啓発を行うことが出来た。	今年度においては非課税世帯の転入や世帯分離等で昨年度より多い給付申請が予想されるが、障害者が円滑に社会生活を送れるよう支援等を行い、自立や社会参加を推進する。
	61	障害企画課		☆	重度障害者福祉手当	重度障害者の生活の安定に寄与するなど福祉の増進を図るため、手当を支給する。	・重度障害のある方を対象に年額30,000円の手当を支給した。 手当受給者数 1,884人 ・本事業は平成25年3月31日を以って廃止となった。 ・平成25・26年度は経過措置となっている(25年度は20,000円、26年度は10,000円)。		重い障害があっても、地域で生活できるよう心身の状態に応じた支援の充実を進める。
	62	障害者支援課	◎		入院時コミュニケーション支援	意思疎通の困難な入院中の重度障害者が医療スタッフとコミュニケーションを図るための支援員を派遣			障害者団体の意見を伺うとともに、医療機関、事業所等の関係機関に事業内容をよく理解いただき、利用対象者への周知方法にも注意のうえ、平成25年秋頃の実施を目指す。
	63	障害者総合支援センター	◎		難病患者等補装具等賃借費助成	難病患者及び重度身体障害者の心身の状態に応じた生活環境改善のため、補装具等の賃借費を助成			速やかな事業実施を図るとともに、(制度施行後は)広報周知に努めていく。

(4) 保健・医療の推進

① 健診・受診の促進

障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療及び検査を受けることを勧奨していく。

64	障害企画課				自立支援医療給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の軽減や職業能力の推進のために必要な医療について、更生に必要な医療費等を給付する(更生医療)。</li> <li>・精神障害のある方の通院医療に要する費用の全部又は一部を公費負担する(精神通院医療)。</li> <li>・身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去または軽減するための医療に要する費用を公費負担する。(育成医療)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療 22,108件(レセプト件数)</li> <li>・精神通院医療 169,505件( " )</li> <li>・育成医療 746件( " )</li> </ul>	当該事業の実施により、障害にかかる医療費負担の軽減が図られ、適切な受診機会の確保につながっている。	障害の軽減・除去・重度化防止のため、今後も適切かつ必要な給付を実施していく。
----	-------	--	--	--	----------	--	---	---	--

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市 単独事業 (☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	65	障害企画課		☆	心身障害者医療費の助成	心身障害者の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成件数 287,877件</li> <li>・受給者数(平成25年3月末) 16,735人</li> </ul>	当該事業の実施により、心身障害のある方の経済的負担の軽減が図られ、適切な受診機会の確保につながっている。	対象者は身体及び知的障害者(児)であり、精神障害者は対象になっていない。また、受給者の利便性向上や負担感の軽減のため、償還払いから現物給付への切り替えが課題となっているので、今後、事業のあり方について検証を行っていく。
	66	障害者支援課		☆	身体障害のある方の健康診査	常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため、健康診査を実施する。	受診者数 25人	当該事業の実施により、常時車椅子を使用する身体障害者の筋肉の硬直、排尿障害等の二次障害を予防し、健康づくりの推進に貢献できた。	対象者数に対して実際の利用者数が少ないことから、広報等を通じて利用者の掘り起こしを図る。
	67	子供未来局子育て支援課			乳幼児健康診査 (再掲:整理番号26)	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査を行う。	[受診率] ・乳児健康診査 2か月児 95.5% 4-5か月児 91.6% 8-9か月 89.6% ・幼児健康診査 1歳6か月児 97.9% 2歳6か月児 90.0% 3歳児 90.8%	・2か月児健康診査は高い受診率を維持しているが、4か月児以降の受診率は減少している。4か月児育児教室での受診勧奨に加え未受診者への対応に今後とも努める必要がある。 ・幼児健康診査は受診率が上昇しており、健診未受診者対策で受診勧奨をしている効果が伺える。	今後も受診率の維持向上に努め、未受診者に対し受診勧奨等を継続実施していく。
	68	子供未来局子育て支援課			先天性代謝異常検査等の実施 (再掲:整理番号26)	検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。平成24年度より対象となる疾患数を拡大させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性代謝異常検査 9,824件</li> <li>・先天性副腎過形成症検査 10,023件</li> <li>・先天性甲状腺機能低下症検査 9,819件</li> </ul>	・受検率は昨年度と同様の実績である。平成24年度より、新しい検査方法として「タンデムマス法」による検査を導入した。これにより、今までの検査方法では発見できなかった疾患を早期に発見することができるようになってきている。 ・保健福祉センター職員及び新生児訪問指導員が新検査法や新たな疾病に関する知識を習得し、適切な指導をすることを目的に研修を行った。	今後も受検率の維持向上に努め、周知を継続実施する。
	69	子供未来局子育て支援課			新生児等への訪問指導 (再掲:整理番号26)	妊産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。	延べ訪問数 10,468件	・新生児訪問対象者に対し、9割以上の訪問実績となり、新生児と産婦の心身面の健康の保持増進に努めることができた。 ・継続支援が必要な家庭について、適切な支援が行えるよう努めた。	今後ともなるべく全数の家庭訪問を実施するよう努める。
	70	子供未来局子育て支援課			小児慢性特定疾患患者への支援 (再掲:整理番号26)	厚生労働省告示により定める慢性疾患にかかっている児童に保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。	対象児童に対して医療費の給付を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実人員 1,170人</li> <li>・給付延べ件数 11,519件</li> </ul>	給付実人員、給付延べ件数ともにほぼ前年度どおり。対象児童に対して、適切に医療費の給付を行った。	今後も、制度の周知・利用促進を促し適切に事業を継続していく予定。
	71	感染症対策課			後天性免疫不全症候群(エイズ)に関する相談及び検査	HIV感染症の早期発見のために早期受診を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度HIV抗体検査受検者数1,704件。一般相談219件。</li> <li>・検査普及週間、世界エイズデーに合わせて、ポスター等1,600ヶ所配布。</li> <li>・市営地下鉄・バス、仙台駅地下通路、広報誌、ホームページ、メール配信サービス等での広告。</li> <li>・成人式会場、学園祭等での予防啓発ブース出展等</li> </ul>	検査件数は平成23年度に比べて300件以上増加し、普及啓発が効果的であった。	青少年層・男性同性愛者等重点施策層への感染予防教育や啓発、検査普及啓発等を今後も推進していく。

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	② 健康づくりの推進					心の健康づくりやスポーツなどを通し、生涯にわたる心身の健康づくりを進める。				
	72	障害者支援課			心身障害児通園施設歯科健康診査・保健指導・歯科健康教育実施	社団法人仙台歯科医師会に事業を委託し、障害児(者)の歯科診療事業を、休日夜間歯科診療所(仙台市福祉プラザ内)において実施する。 また、在宅歯科診療事業を実施する。 心身障害児通園施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設で歯科健康教育を実施する。	・障害児(者)歯科診療事業 診療実人数 1,018人 ・障害児(者)施設歯科保険教育 開設回数27回 受診者数519人	当該事業の実施により、障害児の歯と口の健康づくりの推進に貢献できた。	子どもの虫歯の有病状況の地域格差や歯周病の予防など、依然として課題も多いことから、「第2期いきいき市民健康プランにおいて、児童・思春期世代をメインターゲットに取組みを進めている。障害児についても同様に取組みを進めていく。	
	73	障害者支援課		☆	ひきこもり青少年等の社会参加支援	ひきこもりの状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取組みを推進する。	ひきこもり地域支援センターを開設し、相談対応・訪問支援等を行った。 ・ひきこもり地域支援センター事業実績 延べ相談件数 1,496件 アウトリーチ(訪問支援)延べ回数 185回 サロン延べ来所者数 1,570人 その他普及・啓発活動:本人向け各種集団プログラム、母親勉強会、父親勉強会、家族研修会、ひきこもり相談会等 計67回 ・ひきこもり青少年等社会参加促進事業実績 外出支援・地域活動等延べ参加者数 572人 就労体験等延べ参加者数 927人	・ひきこもり状態にある方の心の健康づくりを支援するため、平成24年度よりひきこもり地域支援センターの運営を開始し、相談体制・情報提供体制の強化につなげることができた。 ・関係機関との連携のもと講演会・相談会を開催するなど、連携に向けた取組みを進めることができた。	今後も引き続きひきこもり地域支援センターを中心とした支援を実施していくとともに、各種連絡会の開催等、関係機関との連携強化に向けた取組みを推進していく。	
	74	障害者総合支援センター		☆	障害のある方の健康増進事業	障害のある方自らが、身近な地域においてレクリエーションスポーツ等を通して主体的に健康増進への取組みができるよう、環境の整備や仕組みづくりを進める。	運動施設等で行う健康づくり事業のモデル作成を目的として、新田東総合運動場において、「障害者の健康づくり教室」を3回実施した。	教室実施については、参加者から高い評価を得るとともに、教室の企画・運営に参画したスタッフの障害理解を深めることができた。 一方、モデルの完成に向けては、プログラムの完成度をさらに高める必要があること、参加ニーズや将来の事業の実施主体を明確化する必要があること等多数の課題が残った。	・市内の障害のある方の健康づくりに関する資源の全体象を改めて調査・把握し、今後の方向性を明確にする。教室実施については継続の有無を含めて検討する。 ・障害のある方が継続的に参加できる運動教室・サークル等の情報収集・提供の仕組みを構築する。	
	③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進					精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を行うとともに、精神疾患の重症化を防ぐため、発病後の早期に発見し適切な支援を行うことができるよう、取組みを推進する。				
	75	障害者支援課	◎		精神障害のある方の地域社会交流促進 (再掲:整理番号4)	精神障害当事者による講演活動(スピーカーズビューロー活動)を中心とした精神障害者地域社会交流促進事業の継続的な実施(精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成を目指す、全市的な取組みのコーディネート機能と地域に根ざした形での普及啓発活動に取り組むためのプログラム開発等を主に行う)【1(1)①参照】	・スピーカーズビューロー活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 講演実施回数 22回 延べ聴講者数 1,313名 ・これまでの活動実績を元に、同様の普及啓発活動を各所で展開できるよう、普及啓発プログラムを作成した。	・聴講者は、平成20年度に事業を立ち上げて以来、最も多い数となっており、精神疾患に対する知識を広く普及できた。 ・聴講者は精神疾患に関係する勉強をしている者や、関係する職務に就いている者であることが多く、広く一般に普及啓発ができたと言えない。啓発活動による効果(精神障害者に対する偏見の解消等)は検証されてきており、それらの結果をもとに広く一般の市民に対して効果的な普及啓発について考えていく必要がある。	・偏見を作らないための若年者に対する普及啓発や、偏見がつけられてしまっている一般の市民に対してどのように介入し、普及啓発を行うかといったことが課題として残っている。 ・講演がかえって偏見を助長してしまわないよう、講演の事前練習などを十分に行い、講演者を育成する取組みも計画的かつ継続的に実施していく。 ・スピーカーズビューロー活動を軸とし、引き続き事業の周知を図っていくとともに、学校関係者への普及啓発活動や、当事者同士の仲間作り、生きがい作りを実現する取組みについて検討を進めていく。	

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	<b>④ 自殺予防の推進</b>					平成23年11月に設置したこころの絆センター(自殺予防情報センター)を中心に関係機関と連携しながら、自殺対策の総合的な支援体制の強化等を進める。				
	76	精神保健福祉総合センター			仙台市こころの絆センター(自殺予防情報センター)	自殺を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や情報発信、各種広報等により、自殺対策の推進を図る。さらに、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自殺予防を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の実施 相談電話 224件 相談会開催 18回</li> <li>人材育成として研修会の開催や、講演会等への講師派遣の実施 研修会開催 3回 講師派遣 8回</li> <li>自殺に関する普及啓発の実施 心の健康づくりキャラクターの作成、自殺予防キャンペーンの実施(平成25年3月16日)、ホームページ等による啓発等</li> <li>自殺の実態把握の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談電話の設置や相談会の開催により、自殺に悩んでいる人への直接的な支援を行うことができた。</li> <li>研修会等の開催により、地域の支援者を育成し、相談体制の強化を図ることができ、自殺予防の推進となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援や人材育成の事業を引き続き実施するとともに、本市の自殺の実態に基づき、被災者、若年層・働き盛りに対して重点的な取り組みを行う。</li> <li>自殺未遂者などのハイリスク者への支援体制の整備について検討する。</li> </ul>	
	77	障害者支援課			自殺予防推進(関係機関・団体等の有機的な連携)	自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに綿密に連携し合い一体となって対応する体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺総合対策庁内連絡会議 平成24年8月31日開催</li> <li>自殺対策連絡協議会 平成24年9月10日開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内の関係部局による緊密な連携と情報の共有が実現し、総合的な自殺対策の推進を図ることができた。</li> <li>仙台市内の関係機関、団体が自殺の現状や自殺予防に関する情報を共有することで、相互に連携して、自殺対策の推進が図られた。</li> </ul>	仙台市の自殺の現状等といった情報の共有と、その分析に基づく、啓発対象の明確化を行う。その上でより効果的に自殺対策の取り組みを進めるために、各区・各課が普及啓発、相談会開催、ゲートキーパー研修の実施等の役割を分担しながら実施する等、仙台市としての一体的な取り組みを強化する。	
	<b>⑤ 精神科救急システムの整備</b>					心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。				
	78	障害者支援課	◎		新市立病院整備(精神科救急システムの整備)	心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合病院精神科医療連絡協議会を1回開催。</li> <li>新市立病院で行う身体合併症精神科救急医療の整備に向け、総合病院と民間単科病院・診療所との連携体制、医師確保等について検討を行った。</li> </ul>	<p>精神科救急システム整備を進める宮城県の精神保健福祉審議会精神科救急部会と連携しながら、連絡協議会を開催し、身体合併症精神科救急医療の整備を検討することとしていたが、県の精神科救急部会の審議が進まず、当協議会も2回目以降開催できなかったため、検討が進んでいない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市立病院精神科の医師が不足しており、平成26年の新病院開院に向け、早急に人材の確保が必要。</li> <li>宮城県精神保健福祉審議会精神科救急部会の動きと足並みを揃え、システムづくりを連動させていく必要があるが、県の部会も進んでいないのが現状である。</li> <li>今後は県の部会と連携しながら、連絡協議会において、総合病院等との連携・協力体制及び人材確保、育成のあり方を取りまとめしていく。</li> </ul>	
<b>3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備</b>										
<b>(1) 地域で生活していくための環境整備</b>										
	<b>① 地域生活支援のための拠点の整備</b>					中途障害者支援システムの中核を担う専門機関として、障害者更生相談所を移転し、障害者総合支援センターを整備するとともに、障害者が暮らしやすい地域社会づくりと、地域におけるリハビリテーション推進の拠点として(仮称)青葉障害者福祉センターの整備に向けた検討を進める。				
	79	障害者総合支援センター			障害者総合支援センター整備	従来の更生相談所機能に加え、障害のある方の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの中核を担う専門機関として、健康増進センターの機能見直しに合わせて整備する。	平成25年1月1日 障害者総合支援センター開所	予定どおり開所した		

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	<b>② 住まいの場の確保等地域移行支援</b>					身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日中活動の場の整備を促進し、障害のある方が充実した地域生活を送ることができる環境の整備に努める。				
	80	北部発達相談支援センター	◎		障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	重度の知的障害を伴う自閉症や重症心身障害等の重い障害がある方の「住まいの場」の確保を支援する。			平成25年度に実施する行動障害等対応型共同生活介護関連調査を受け、強度行動障害自閉症および医療的ケアが必要な重度障害者を対象としたケアホーム整備に取り組む。	
	81	障害者支援課		☆	重度心身障害のある方の住宅改造	重度心身障害のある方の住環境を整備するための改修費を助成する。	助成件数 10件	本事業の実施により、重度障害者の日常生活の安全の向上に資することができた。	障害により住環境を整備する必要がある方に本制度を利用いただけるよう、今後も制度の周知に努める。	
	82	精神保健福祉総合センター	◎		精神障害のある方の退院促進支援	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院者の宿泊訓練等を社会復帰施設に実施(委託)する等し、円滑な地域移行・定着を推進するとともに、支援を類型化し、退院促進や地域移行・定着につながるプログラム開発や体制整備について検討する。	地域移行に向けた退院促進支援実施数 12人(新規3人) (うち、宿泊訓練事業利用延人数1人。うち、退院者5人。うち、事業終了者4人。)	・宿泊訓練利用により生活能力のアセスメントを実施した結果、退院先の選定が適切に行われた。 ・事業利用者が少なかった理由としては、地域移行に向けて退院促進を支援している対象者が、高齢・重複障害など退院困難因子が多いことや病状悪化により退院時期が延長しているため、退院に向けての動機付けや環境調整など、宿泊・外出体験事業利用以前の支援に時間を要するものが多いためである。	・長期入院による退院困難因子の増加を防ぐために、早期退院について病院職員の理解と協力を得られるように、当事業内容と退院促進地域移行支援に関する啓発活動を、地域生活の支援者である相談支援事業所と共に実施する。 ・退院困難因子を抱えた処遇困難事例への支援の技術向上に向けて、これまでの当事業の実践報告集から個別支援事例を考察し、退院促進地域移行支援システムや方向性を示す。	
	83	障害者支援課			知的障害のある方の自立体験ステイ	在宅の知的障害のある方が一定期間保護者の元を離れて地域生活を体験することにより、グループホーム等での自立生活の実現を支援する。	・登録者数 61人 ・宿泊回数 1,161泊	登録者数、宿泊回数は年々増加しているが、移行先であるグループホーム等の空きが少ない状況である。	短期入所やレスパイト事業、グループホームケアホーム体験利用等といった類似の事業が増えてきており、事業のあり方について検討を進める。	
	<b>③ 地域住民同士の支え合いの体制構築</b>					地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動や民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体等の様々な活動を通し、障害のある方を含めた地域住民同士による支え合いの取り組みを推進する。				
	84	障害者支援課			地域生活支援ネットワーク会議、連絡調整会議	区毎に地域課題や特性に応じた対応のあり方を検討する地域生活支援ネットワーク会議や専門相談機関での連絡調整会議等により、障害のある方への支援のネットワークづくりを図る。	地域生活支援ネットワーク会議の開催 ・開催回数 52回 ・参加者数 784人	相談支援の現状から把握された課題等について、区ごとに関係機関との意見交換や情報交換を行い、顔の見える関係を築くことにつながった。	顔の見える関係から、互いに相談し合う関係への発展を目指し、今後も地域の実情に応じた取組の推進を目指す。	
	85	社会課			地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークの推進	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援を行う。	仙台市社会福祉協議会を通じ、助成金を交付した。 ・小地域福祉ネットワーク活動推進事業 100 ・地域福祉活動推進員設置事業 100 地区社会福祉協議会 ・小地域福祉ネットワーク活動研修会 4区 社会福祉協議会 ・区地域福祉活動リーダー研修会 5 区社会福祉協議会	市内のほとんどの地区社会福祉協議会等に助成金を交付し、小地域福祉ネットワーク活動の充実に寄与した。	今後、小地域福祉ネットワーク活動の更なる展開を図り、地区社会福祉協議会への助成金の交付方法や活動を活発化させるための方策等について検討していく。	
	86	社会課			民生委員児童委員による地域の見守り活動等	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等を行う。	相談支援件数 合計46,730件 (うち障害者に関すること 2,703件)	全相談支援件数のうち、障害者に関することが全体の約5.8%で、件数も対前年度比で約380件減少しており、まだまだ障害者への関わりが少ない。	研修や事例検討を通して、障害に対する理解を深めるとともに、専門機関に関する情報提供を行い、連携した支援ができる体制を作っていく。	



方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
		<b>④ 防犯対策の推進</b>				<b>障害のある方とその家族が犯罪に巻き込まれることがないように、機会をとらえて、犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。</b>				
	87	市民局市民生活課			障害のある方やボランティアに対する防犯講座	障害のある方やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害のある方と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。	仙台市防犯協会連合会と連携し、6施設において、6回防犯講座を実施した。	関係課・施設と連携し、障害のある方やボランティアをはじめ、家族、施設職員に対して行うなど前年度に対して、内容、回数とも拡充できた。 (※回数平成23年度 2回→平成24年度 6回)	平成24年度と同様、防犯講座等を通して、防犯意識の高揚、防犯知識の普及啓発を行っていく。	
	88	市民局消費生活センター			消費者トラブル見守り事業の展開	障害のある方の消費者被害防止のため、障害のある方と接する機会の多い民生委員や関係団体等に対し、消費者被害の内容とその防止策について啓発を行う。	・民生委員の方々および就労移行支援施設・就労継続支援施設等に対して、消費者トラブルの事例などが掲載された冊子「障害者の消費者トラブル 見守りガイドブック」を配布した。 ・地域支援ネットワーク会議にて消費者トラブルについての情報提供を行った。	障害者と接する機会の多い関係機関と消費生活センターが連携しながら障害者を見守っていききっかけをつくることによって、障害者の消費者トラブルを未然に防止することが期待できるとともに、障害のある方も含めて、地域全体で支え合いながら安心して生活できる環境づくりに貢献できる。	啓発を継続的なものにしていくとともに、障害者の支援に関わる方々への出前講座など実効性のある啓発活動を今後も実施していく予定。	
	<b>(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進</b>									
	<b>① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</b>				<b>「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づく建築物等のバリアフリー化の推進や障害の有無等にかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及促進を図り、また「心のバリアフリー」を推進する。</b>					
	89	社会課			ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリーの普及・啓発を行う。	ウエルフェア・区民まつりに参加しての啓発活動、ひとやさ点検隊(推進協議会会員によるバリアフリー設備の点検活動)の実施、バリアフリー情報誌の発行などを実施。	震災により一時活動を休止していたが、活動内容を見直し、より効果的な活動を選択して再開することでバリアフリーの普及啓発活動に努めた。	バリアフリーをめぐる環境の変化に併せ、随時活動内容を見直し必要な活動を積極的に取り入れていく。	
	90	交通局業務課営業課			心のバリアフリー化の推進	心のバリアフリー推進のため、小中学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者へのバリアフリーマナーアップの啓発、交通事業に従事する職員へのバリアフリー教育などを実施する。	小学生を対象に交通バリアフリー教室を開催した。バス・地下鉄車内に、ポスターやハートプラスマークステッカーを掲示し、バリアフリーマナーアップの啓発を行った。	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき、ほぼ計画どおり実施したことにより「心のバリアフリー」に関し、着実に推進している。	事業計画に基づき、交通バリアフリー教室の開催や、バス・地下鉄車内へのポスター等の掲示を継続するなど計画通り「心のバリアフリー事業」を実施することにより、引き続き推進していく。	
	<b>② 容易に移動できる環境の整備</b>				<b>歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など道路環境の整備、鉄道駅やバス車両のバリアフリー化により容易に移動できる環境の整備を通じ、社会活動の促進を図る。</b>					
	91	建設局道路計画課			交通安全施設等の整備	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、道路環境の整備を行っている。 ・交通安全施設等整備事業 市道整備事業 41路線整備実施中 国県道整備事業 3路線整備実施中	約4.0kmの歩道整備やバリアフリー化を行い、道路環境の整備を進めた。	引き続き、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。	
	92	都市整備局交通政策課			仙台市バリアフリー基本構想の策定	バリアフリー新法に基づいて、優先的に整備を図るべき地区の基本構想を策定し、バリアフリーの推進を図る。	平成24年6月に基本構想を策定した。	道路、公園などの都市施設に対してのバリアフリー化を促進した。	構想に基づき、バリアフリーを進める。	
	93	都市整備局公共交通推進課			低床バス車両等導入への補助	バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を補助する。	大型ノンステップバス23台、中型ノンステップバス1台の計24台を補助対象として、購入費の一部を補助した。	ノンステップバスの車両購入費を補助することにより、容易に移動できる環境の整備に向けて、バス車両の面から貢献した。	今後も低床バス車両の購入費に対する補助を継続していく予定。	

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	94	交通局整備課・輸送課			バスのバリアフリー化の推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等によりバリアフリー化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスの導入 27両</li> <li>・高齢化社会に向けバリアフリー等の推進策としてバス停への上屋設置を行った。乗車人数、夜間の運行便数を勘案して電照式標識を設置(更新を含む。)4基 ※宮城県バス事業振興補助金を全額充当</li> <li>・乗車人数、夜間の運行便数を勘案して上屋・ベンチを設置(更新を含む。)上屋13棟(内ベンチ付き12棟) ※広告付上屋10棟 宮城県バス事業振興補助金2棟(内ベンチ付き1棟) 宝くじ事業1棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスの導入を進めることで、バスの乗降に関するバリアフリー化の推進を図った。</li> <li>・平成24年度については計画以上の停留所・上屋の設置を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスにつき、今後も同様に導入を進めていく。</li> <li>・上屋設置等につき、引き続き計画通りの設置を予定している。</li> </ul>
	95	都市整備局公共交通推進課			交通施設バリアフリー化設備整備への補助	鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。	仙石線中野栄駅のバリアフリー化設備整備事業の設計費の一部を補助した。	鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業の事業費を補助することにより、容易に移動できる環境の整備に向けて、鉄道駅施設の面から貢献した。	今後も鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対する補助を継続していく予定。
	96	交通局営業課			地下鉄のバリアフリー化の推進	車両への車いすスペースの設置や案内表示装置の設置を行うことに加え、駅の階段における段差の明瞭化や触知案内図、音声・音響案内設備の設置などによりバリアフリー化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄車両1編成に、「車いすスペース」・「車内案内表示装置」等を設置した。</li> <li>・仙台駅に「触知案内図」・「音声・音響案内設備」を設置した等。</li> </ul>	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき、ほぼ計画どおり実施したことにより「容易に移動できる環境整備」に関し、着実に推進している。	事業計画に基づき、車両への車いすスペース設置や、触知案内図、音声・音響設備を設置するなど計画通り「地下鉄のバリアフリー化」を実施することにより、引き続き推進していく。
	97	障害者支援課			外出支援等のサービス提供	視覚障害により移動が非常に難しい方に、必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護の障害福祉サービスの提供を推進する。【5(1)②参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護 延利用者数 1,099人</li> <li>・行動援護 延利用者数 184人</li> </ul>	視覚障害者の外出支援については、従来ご利用いただいていた市単独事業の視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業から障害福祉サービスの同行援護を原則利用いただくこととし、障害福祉サービスの利用を推進した。(平成25年4月に移行)	外出に支援を要する方が社会参加等を積極的に進めるよう、今後も制度の周知に努める。
	98	障害企画課		☆	リフト付自動車運行への助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を促進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象団体 3団体</li> <li>・利用会員数 355人</li> <li>・利用回数 3,908回</li> </ul>	福祉有償運送実施団体への支援を行うことにより、一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の外出や、社会参加の促進が図られ、容易に移動ができる環境の整備につながっている。	長期的な事業継続のため、随時、対象となる団体の運営状況の分析等を行っていく。
	99	障害者支援課		☆	ガイドヘルパーの派遣	重度視覚障害のある方及び全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用登録者数 338人(視覚266人 全身性72人)</li> <li>派遣件数 4,527回(視覚3,993人 全身性534人)</li> </ul>	視覚障害をもつ利用者については、障害者自立支援法に基づく同行援護事業の対象となり、ほぼすべての利用者が同行援護事業へ移行した。	全身性障害者については、地域生活支援事業の移動支援等とのバランスを考えつつ、事業内容の検討を進める。
	100	障害企画課		☆	障害のある方への交通費等の助成	障害のある方の社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証(市営地下鉄・バス、宮城交通の無料乗車証)・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい乗車証 交付人数 12,045人</li> <li>・福祉タクシー利用券 交付人数 9,916人</li> <li>・自家用自動車燃料費助成券 交付人数 5,735人</li> </ul>	各々の障害の状況に合った助成メニューを選択し、多くの障害のある方が制度を活用し交通機関等を利用して、移動支援による社会活動の促進が実現されている。	助成額は年々増加しており、制度の持続可能性が課題となっており、事業のあり方について検証を行っていく。
	101	障害企画課			自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車運転免許助成 28件</li> <li>・自動車改造助成 42件</li> </ul>	自動車運転免許取得、自動車改造助成ともに、助成件数が増加傾向にあり、障害のある方の自動車を利用しての移動支援が促進されている。	障害のある方の社会参加促進のため、今後も引き続き実施していく。

方針	整理番号	H25 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市 単独事業 (☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
					③ コミュニケーション支援の充実				
	102	障害企画課			コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳相談員設置…市役所・各区役所に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある方への各種通訳や相談等に応じる。</li> <li>・奉仕員養成研修…各種奉仕員の養成講座を開講し(手話Ⅰ・Ⅱ、要約筆記、点訳、朗読)、修了後同意書の提出があった方へ奉仕員証を発行する。</li> <li>・手話奉仕員等派遣…聴覚障害のある方等の必要に応じ、奉仕員(手話Ⅰ・Ⅱ、要約筆記)を派遣する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳相談員 市役所・各区役所等7ヶ所に配置。</li> <li>・各種奉仕員養成研修修了人数 手話Ⅰ・Ⅱ 32人 要約筆記 13人 点訳 7人 朗読 7人</li> <li>・手話奉仕員等派遣者数 手話Ⅰ・Ⅱ 966人 要約筆記 123人</li> </ul>	各奉仕員の養成講座を実施できており、派遣利用者数も制度周知が深まるとともに増加傾向にあるため、コミュニケーション手段の充実への役割を果たしているものと考えられる。	養成講座の定員には余裕がある状態であり、奉仕員への関心を高めるとともに講座の周知を行い、受講者増加につながる取り組みを検討していく。
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化									
① 災害に備えた対策の推進					災害発生時に自らの命を守る対策や災害に備えた食料等の備蓄を促すほか、障害特性から必要となる物資等の準備の必要性について啓発するとともに、地域や関係機関等の連携・協力による支え合い活動を通して、災害対策を推進する。				
	103	消防局総務課 (予防課)	◎		視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策用広報テープの配布	<p>年1回災害対策用広報テープ(カセットテープ)を作成し、訪問防火指導時に配布する。</p>	<p>視覚障害者のある方を対象に、音声による防火広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テープ70本、CD80本の計150本を作成配布。</li> <li>・視覚障害者27世帯に対しては予防課員が訪問防火指導時に渡し、他123本については視覚障害者協会から対象世帯への配布を依頼した。</li> </ul>	音声による広報テープの内容については、防火・防災パンフレットに沿ったものとなっている。視覚障害者への防火防災啓発の向上と理解を図ることができた。	視覚障害者への防火防災情報の提供を進めるとともに、地域との連携を強化するよう「要援護者支援制度」など共助についての紹介・啓発について、より充実したものとしていく。
	104	健康福祉局 総務課	◎		災害時要援護者情報登録制度	<p>本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を町内会や民生委員等に提供することにより、地域における取り組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者情報登録制度の要綱を制定をし、平成24年6月中旬から行われた在宅高齢者世帯調査において、民生委員から登録が必要と思われる方へ、リーフレット、申請用紙、返信用封筒を配布して登録の推奨を行った。</li> <li>・地域包括支援センターや障害者団体や障害者施設に対し、会議等の機会をとらえて、制度の周知、リーフレット・申請用紙を送付している。</li> <li>・リストは平成24年12月、平成25年1月、3月に単位町内会、民生委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会へ配布している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上高齢者については、在宅世帯調査を活用し、登録が必要と思われる要援護者への登録勧奨を行い、一定程度の登録が図られたものと考えているが、74歳以下の障害者については、障害者団体や施設を通じ勧奨をいただいているものの、必要な方の登録が進んでいない状況にある。</li> <li>・登録情報リストの町内会への提供については、受領は任意ではあるものの、全町内会の85%に受領していただいたことは、所期の目的は達成できたものと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リストを受領していないまたは受領したものの支援体制づくりが進んでない地域も多いとみられることから、必要に応じてアンケート等により地域の課題などを把握し、関係局・区及び町内会団体とともに対策を検討する。</li> <li>・引き続き登録が必要な方、特に障害者への勧奨についてもさまざまな機会を通じて行っていく。</li> </ul>

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
② 災害時の支援体制の整備						支援を要する障害のある方とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進める。			
	105	健康福祉局 総務課	◎		福祉避難所の拡充・機能強化	施設との協定の締結を図り、介護など個々の対応が必要で、指定避難所での対応が困難な方の避難所である福祉避難所を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水の備蓄及び自家発電設備の設置 平成23年度補正予算により指定管理施設に食料・飲料水の備蓄を行った。 指定管理施設について、平成24年度から段階的に備蓄倉庫及び非常用発電装置を設置している。</li> <li>・民間施設について、平成24年度に毛布の配布を行った。</li> <li>・民間施設について、平成24年度から非常用発電機の購入補助及び食料・飲料水の備蓄補助を実施している。 (平成24年度実績：非常用発電10施設、食料・飲料水24施設)</li> <li>・消防局において、平成24年度から段階的に防災無線を設置している。</li> <li>・障害者施設及び介護老人保健施設との協定締結</li> <li>東日本大震災において対応が不十分であった知的・精神障害者の避難先の確保については、指定避難所における教室を利用した福祉避難室を第一としたうえで、重度の障害者等を収容する福祉避難所として、障害者施設6施設を指定し平成24年11月1日に協定を締結した。</li> <li>医療的ケアが必要な要援護高齢者の避難先を確保するため、市内の介護老人保健施設21施設を指定し平成25年4月1日付けで協定締結することとした。</li> <li>その他、宮城県の障害者施設の福祉避難所としての活用や、特別支援学校、視覚支援学校等の役割について宮城県、教育局等と調整している。</li> <li>・マニュアルの改訂 東日本大震災の対応を踏まえ、福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂を行った。</li> </ul>	東日本大震災における課題に対応するため、障害者施設や介護老人保健施設の指定するとともに、必要な物資等の備蓄・配置を行うことができた。市内の主なる社会福祉施設等の指定は概ね完了したものと考えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時には本市がマンパワーを確保することが困難な場合も想定されることから、本市からの人的支援が得られなくても、福祉避難所を開設できる人員確保策を施設運営団体や各運営法人内において検討してもらう。</li> <li>・災害時において福祉避難所の介護員の確保のため、市内の訪問介護事業所と職員派遣協力の協定締結を進める。</li> <li>・概ね開所から2年が経過した特別養護老人ホームや介護老人保健施設の指定を順次行う。</li> <li>・要援護者受け入れ訓練など指定施設の平常時の取り組みの状況を把握するなどソフト面の充実に向けて検討を進める。</li> </ul>
	106	消防局総務課 (防災企画課)	◎		地域での災害時要援護者支援体制の整備促進	「災害時要援護者避難支援プラン」の策定により、災害時に援護を要する方々が安心して避難できるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進する。	地域の支援体制の整備促進に向けて、プランの全体計画と概要版のリーフレットを作成し、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等に対し説明会を実施した。	支援体制づくりの中心となる各地域団体等への説明会を行い、内容については概ね理解をいただいたが、全ての地域が同じように取り組むを進めることは困難であった。	地域内の要援護者の把握、並びに名簿作成の促進と支援体制づくりなどへの取り組みが進むよう具体的な進め方や、事例を紹介する。
	107	消防局総務課 (管理課)	◎		災害時における情報提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メールなどで提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年8月31日のフィリピン沖地震に係る津波注意報発令時に、杜の都防災メール及びウェブにて注意喚起を行った。</li> <li>・日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で、消防車両が出場する災害等の情報、宮城県内で震度3が観測された場合の震度情報及び仙台市東部、仙台市西部に発表される気象警報に関しても情報提供を行った。</li> </ul>	災害発生から遅れることなく、迅速に情報を提供することができた。	大規模災害発生時の通信事業者による通信制限でEメールが送受信できない恐れがあるため、更なる情報提供手段について検討する。
	108	障害企画課		☆	障害者災害対策推進	災害時において障害者を支援する人的体制の整備促進のため、障害者に対する避難、誘導等に対応できるボランティアの養成・研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における専門ボランティア養成研修会の開催</li> <li>シンポジウム 参加者19人</li> <li>講演 参加者23人</li> <li>・仙台市総合防災訓練への参加 参加者6人</li> </ul>	研修会の実施や総合防災訓練への参加により、災害時に専門ボランティアが迅速に機能するための体制づくりを進められた。	専門ボランティアが災害時により円滑に機能することを目指して登録者数増加に関する取り組みが必要を検討する。また、事業所向けBCP研修会を実施し、災害時の障害者支援体制の強化を図る。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	③ 災害時におけるサービス提供体制の確保					障害者支援施設等における事業継続計画(BCP)の策定を促進し、災害時における障害者支援とサービスの提供の両立を図るとともに、被災してもいち早い事業再開が可能となる体制づくりを進める。				
	109	障害者支援課			事業継続計画(BCP)策定の普及・啓発	災害発生時に障害福祉関係事業者が、迅速に対応し、サービスの継続実施、またいち早くサービスを再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定について普及啓発する。	各事業へ災害発生時の対策マニュアル整備や災害訓練の実施等について指導を行った。	各事業者への監査指導の際に、マニュアルや災害訓練の実績などの確認を行い、災害時の早期の事業再開に向けた指導が図られた。	事業者の数が多いため、監査の指導の際だけでは全ての事業者への周知徹底が図られないため、説明会などの機会を捉えて、普及啓発する。	
	110	障害者支援課			物資の備蓄や非常用発電設備の設置	障害者福祉センターに自家発電設備等を配置、支援物資を備蓄するなど、防災中核拠点として整備する。	宮城野障害者支援センターに災害備蓄物資の配布、災害備蓄倉庫の整備を行った。	宮城野障害者支援センターの自家発電設備の設置については、設計に時間を要し、25年度に整備がずれ込んだため、計画に遅れが生じた。	平成25年度は、宮城野障害者支援センターの自家発電設備工事、太白障害者福祉センターの自家発電設備設計・工事及び太白障害者福祉センターへの災害備蓄物資の配布、災害備蓄倉庫の整備を行い、防災拠点機能の強化を図る。	
	111	消防局総務課(管理課)			119番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方によるeメールやファクスでの119番緊急通報の受付を行う。	・Eメール 0件 ・ファクス 2件	視覚・聴覚障害のある方に対し、緊急通報受付の体制を確保することができた。	引き続き、システムを維持し、緊急通報を受領できる体制を確保していく。	
	112	障害者支援課		★	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。	設置台数 52台	ひとり暮らしの在宅重度身体障害者に、仙台市消防局又は民間受信センターに通報できる機器を貸与し、日常生活の安全の確保と不安の解消を図ることができた。	本制度を利用し、ご自宅で安心して暮らしていただけるように、今後も制度の周知に努める。	

4 就労や社会参加による生きがいづくり

(1) 多様な就労による生きがいづくり

① 多様な就労の場の創出

障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、多様な就労ニーズに対応し、障害特性・状態に応じた就労環境づくりを推進する。

113	障害者支援課			★	施設等自主製品の販売促進	施設自主製品の販売促進を図る「障害者販売業務訓練等事業」を行う社会福祉法人に補助金を交付するほか、授産製品の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する(ふれあい製品販売)。	・知的障害者の社会体験および就労訓練を目的とし、障害者販売業務訓練等事業を「ゆめの森」(エスパル仙台)・「はあと」(みやぎ生協セラビ幸町)の2店舗で実施。 訓練者数 6人 販売金額 5,467,294円 ・ふれあい製品フェア(市民広場) 6回開催 延176施設参加 ・ふれあい製品展示販売会 延552日開催 延997施設参加	・障害者販売業務訓練等事業では、前年度と同じく6人の訓練性を受け入れ、一般就労に向けての意識の向上と社会経験の拡大を図ることができた。 ・ふれあい製品フェア(市民広場)は前年度の4回から6回開催に、またふれあい製品展示販売会は、新たに若林区・宮城野区文化センターで開催し、大幅に販売機会を拡大したことで、市民の理解と関心を高めて、相互理解・交流を推進した。	・障害者販売業務訓練等事業では、訓練者数、販売金額ともに減少傾向に有る。また、就労系事業所でも企業実習等を行っていることなども考慮し、本事業のあり方について検討を行う。 ・今後も販売機会の拡大に努めつつ、各事業所がより「売れるもの」を作るための積極的な商品開発・独自の販売経路の開拓等、事業所の自助努力を促す仕組みを検討していく。
114	障害者支援課				障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する総合的なサービス拠点として、バーチャル工房「せんだい庵」を設置し、知識や技術を習得するための講座の開催や企業からの受注促進の取組み等を実施する。	・障害のある方のためのITによる在宅就労訓練講習会(デジタルデザイン) 9講座 受講者数延べ 51人 ・受注業務売上金額 3,372千円	在宅就労の促進に効果的な講座を展開し、在宅就労のノウハウを当事者に習得させたことに加え、受注業務を増加させたことで、障害特性・状態に応じた就労環境づくりを推進した。	身体障害だけでなく、多様な障害に対応できるよう、講座内容等を検討していく。
115	障害企画課				知的障害者チャレンジオフィス	知的障害のある方を非常勤嘱託職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取組の成果を企業に紹介することにより、知的障害のある方の雇用促進を図る。	・平成24年4月 4人採用 平成24年12月に1人、平成25年3月に1人、4月に1人が一般就労。 1名が農業委員会勤務。 ・平成24年10月 2人採用 農業委員会勤務。	・業務場所を農業委員会へと拡大し、それに伴って業務内容も拡大しており、障害企画課とは職場環境が異なる部署での経験を積むことができた。 ・平成23年度中の採用者についても、任用期間の1年半以内に一般就労につなげることができた。	受験申込者が就労移行支援事業所出身の割合が高く、チャレンジオフィスへの採用は二重支援に当たり、事業の目的に沿った方かどうか、応募書類等を検討していく。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	116	人事委員会事務局任用課			身体障害のある方を対象とした仙台市職員採用選考	身体障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。	事務と学校事務の職種で選考を行った。 ・申込者数 事務 22人 学校事務 21人 ・受験者数 事務 22人 学校事務 21人 ・最終合格者数 事務 3人 学校事務 1人 ・平成24年度より、筆記困難である特定の障害の種類・等級の方を対象に、パソコンを利用した受験が可能となっている。	・前年度と比較して応募者が減少しているため、広報活動により広く周知し、より多くの方に就労の場を提供できるよう努める必要がある。 ・平成24年度より特定の要件を満たした方についてはパソコンを使用した受験を認め、より多くの方が受験し易い環境の整備を進めることができた。	・点字問題や拡大印刷問題の提供、パソコンを使用した受験の認定に加えて、さらに多くの方が受験し易いような環境を整備できるように努めていく。 ・以上の受験環境が整備されていることを含めて選考について広く広報活動を行っていく。
② 就労促進に向けた普及啓発						障害のある方の就労について企業や市民の関心を高めるため、様々な媒体を活用するとともに、様々な機会をとらえて広報を行い、さらなる普及啓発を図る。			
	117	障害者支援課			障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくる取組を行う事業者に対し、市長より感謝状を贈呈すると共に、その取組を広く事業者や市民に紹介し、障害のある方への理解の促進・雇用創出を図る。	・応募総数7件 ・(株)クリーン&クリーン、(株)フジ・スタイリング、サンライズパッケージ(株)の3社を表彰した。	3事業所を表彰し、新たな障害者雇用の実践例を広く、企業・関係者・市民等に周知したことで、障害程度・特性に応じた就労環境作りの一助となるとともに、市民・企業の理解・関心を高めた。	応募数が減少傾向にあり、本事業を継続していく上で、さしあたっては応募数増加の取組を行う。並行して、事業の目的として、市長感謝状の贈呈を重視し応募数を増加する取組を継続して行っていくか、障害者雇用の実践例の周知を重視し本事業のあり方を見直すか、検討していく。
	118	障害者支援課	◎		障害のある方の職業能力開発の促進	障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に合わせた職業訓練の推進を目的とした事業を実施する。	・障害者職業能力開発推進会議 1回開催 ・難病のある方の就労支援連絡会 3回開催 ・多様な働き方検討連絡会 3回開催 ・障害者職業能力開発セミナー 8回開催	平成23年度まで実施してきた各種連絡会の成果を広く市民や企業向けに周知できるセミナーを多数開催し、障害者雇用の理解啓発をこれまでよりも強く推進した。	支援力向上を目的とした就労移行支援事業所等の関係者に対するセミナーだけでなく、障害者雇用への理解啓発を目的とし、企業を主な対象とした障害者雇用の実践事例等の周知を行うセミナーをより充実させていく。
	119	市民局市民生活課			勤労者福祉ガイドブック等発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。	勤労者福祉ガイドブック 800部、はたらくみなさんのためのガイドブック 3,000部を発行。ハローワークや関係機関に配布を行った。	前年度までの配布先に加え、新たな障害者支援団体へ配布を行うなど、労働条件や支援体制についての啓発を拡充した。	障害者就労支援センターなどより、健常者の方の求職支援を目的とした「仙台仕事探しガイドマップ」についても、参考になると配布要望があったので、実施していく。
	120	障害者支援課	◎		福祉的就労ステップアップ事業	授産製品の販売促進・販路拡大による福祉的就労の充実等をはかるため、授産製品・役務を一元的に紹介するホームページ等を活用した周知広報、施設職員が企画提案・営業を行うために必要なスキル向上のための研修等を実施	・就労継続支援B型事業所職員等を対象とした研修の実施 (販売スキル研修、販売ツール作成研修、営業活動スキルアップ研修、ホームページサポート講座) ・飲食を扱う市内の事業所をピックアップしたチラシ「ふれあいランチなび」の作成 ・ホームページ「ありすと仙台」年間合計訪問者数 41,800件	・「ありすと仙台」を活用しながら、ふれあい製品の販売促進・販路拡大を図るとともに、各施設職員を対象として研修を実施した。 ・ホームページの訪問者数も増加傾向にあり、また、施設職員の支援スキル向上に繋がる研修となった。	・平成24年度に実施した研修を踏まえ、各事業所職員の営業力、企画力を高める研修を企画、実施する。 ・企業と障害福祉サービス事業所の繋がりを深めることを目的として、情報交換や即売を行えるような商談会、見学会を実施する。

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
										(2) 障害者就労支援体制の充実
① 就労支援ネットワークの推進					各支援機関のネットワークをととした総合的な支援を行うため、障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実を図る。					
121	障害者支援課				障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及びその職業の安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者 662人(知的 174名・身体 120人・精神 266人・その他 102人)</li> <li>相談件数 13,292件</li> <li>新規就労者数 54人</li> </ul>	就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の個別具体的なニーズの把握と情報共有を徹底し、企業との適切なマッチングを行うことで、前年度実績に比べ、新規就労者数が約1.5倍となった。	就労支援体制の更なる充実のために、就労移行支援事業所のスーパーバイズ機能の習熟、生活と就労を一体的に支援するための生活支援機関との一体的な連携、雇用先拡大を目的とした企業開拓の更なる強化に取り組んでいく。	
122	障害者支援課				就労支援連絡会議の開催	障害者就労支援センターにおいて、就労支援に携わる関係機関とともに、発達障害、高次脳機能障害、視覚障害のある方等の就労支援に関する連絡会議を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所連絡会議 3回開催</li> <li>就労先・実習先開拓担当者連絡会議 12回開催</li> <li>ジョブコーチ連絡会議 3回開催</li> <li>発達障害者就労支援連絡会議 3回開催</li> <li>高次脳機能障害者就労支援連絡会議 3回開催</li> <li>視覚障害者就労支援連絡会議 3回開催</li> </ul>	就労移行支援事業所への支援を重点的に行い、市全体の就労支援スキルの上昇を進め、また、連絡会議において、就労移行支援事業所と企業とのつながりを深める取組みを行い、雇用に結びつけた。企業を巻き込んだ就労支援ネットワークの構築が進んだ。	障害のある方の雇用事例の紹介など、就労移行支援事業所等の就労支援スキルを高める取組みや移行支援事業所と企業とを結びつける企画を引き続き行っていく。	
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備					障害のある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、就労移行支援事業所等の支援者向けの体系的な研修システムを構築する。					
123	障害者支援課			☆	精神障害のある方の社会適応訓練	協力事業所(委託)において、精神障害のある方が一定期間生活指導や訓練を受けることにより、集中力、環境適応能力等を養い、社会復帰、経済活動への参加を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録事業所数 62事業所</li> <li>訓練実施事業所 8事業所</li> <li>訓練実施者 14人</li> </ul>	訓練利用者のニーズに即した訓練先事業所との適切なマッチングを行い、効果的な訓練を行った。就労支援センターの支援力の向上に結びついた。	平成24年4月1日に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、本事業に関する根拠規定が削除されている点、訓練生が減少傾向にある点、就労移行支援が新設され就労移行支援事業所が就労支援の主な担い手として機能するようになっている点、障害者雇用促進法に基づく職業訓練が充実してきている点等を考慮し、他都市の動向等注視しつつ、当該訓練制度のあり方について検討していく。	
124	障害者支援課				知的障害のある方の職場実習訓練	協力事業所(委託)において、知的障害のある方が一定期間生活指導や技能習得訓練等を受けることにより、社会生活や就職に必要な能力と就職に必要な素地を身につけ、雇用の促進と職場における定着性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録事業所数 38事業所</li> <li>訓練実施事業所 5事業所</li> <li>訓練実施者 5人</li> </ul>	訓練利用者のニーズに即した訓練先事業所との適切なマッチングを行い、効果的な訓練を行った。就労支援センターの支援力の向上に結びついた。	訓練生が減少傾向にある点、就労移行支援が新設され就労移行支援事業所が就労支援の主な担い手として機能するようになっている点、障害者雇用促進法に基づく職業訓練が充実してきている点等を考慮し、他都市の動向等注視しつつ、当該訓練制度のあり方について検討していく。	
125	障害者総合支援センター		◎		中途視覚障害者就労支援促進	中途視覚障害者支援センターにおける中途視覚障害者に対する就労支援強化のための支援員を増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途視覚障害者支援センターにおける相談事業実利用者数は231人(内129人が新規利用者)、延べ支援回数は2,512回である。</li> <li>交流会事業を合計13回実施し、延べ参加人数は385人であった。このうち1回は、就労をテーマに開催し、就職や就労継続(復職)を希望している当事者等24人の参加があった。グループ討議では、通所で視覚障害に特化した職業リハビリテーションが受けられる場の創出についての提起がなされた。</li> </ul>	相談事業、交流会事業の実績は年々増加している。眼科医療機関からの紹介が増えており、中途視覚障害者支援センターの役割が周知されたものと評価できる。一方で、労働年齢にある利用者の多くが、離職・休職中であること、また、市内の就労支援機関では視覚障害者に対する支援が未だ不十分であること等から試行錯誤の支援状況となっている。このことから、就労(復職)ニーズへの対応が課題である。	中途視覚障害者の地域リハビリテーションシステム整備において、人生の役割再構築への支援、特に就労(復職)支援の強化が課題である。今後は中途視覚障害者支援センターの機能強化を図り、ケアマネジメントによる総合的かつ包括的な就労支援を実施する。既存の社会資源の改善・改良を行い、通勤のための歩行訓練や公共交通機関利用訓練、パソコン操作訓練等の不足している視覚障害者リハビリテーションを通所により実施する。	

方針	整理番号	H25 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市単独事業 (☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援									
① スポーツ・レクリエーション活動の促進					スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げていく。				
	126	障害企画課		☆	多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	障害のある方のスポーツの振興を目的に、スポーツ教室、大会を開催すると共に、大会派遣への支援等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教室 21種目 22回開催 参加者数 872人</li> <li>・スポーツ大会 9種目 11大会開催 参加者数 1,380人</li> <li>・大会派遣 9大会 派遣者数189人 全国障害者スポーツ大会 79人派遣 全国障害者スポーツ大会ブロック予選大会 80人派遣 その他大会 30人派遣</li> </ul>	各スポーツ事業を通じ、障害のある方が気軽にスポーツに参加でき、また、多くの市民にスポーツの楽しさを伝え、参加者相互の交流を図ることができた。	障害のある方だけでなく、広く市民が楽しみ支えることで障害に対する理解啓発の場とするため、各事業内容に一層の工夫をして行く。
	127	障害企画課			各種レクリエーション活動の推進	障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。	レクリエーション教室開催事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体 開催回数 3回、参加者数 209人</li> <li>・知的 開催回数 12回、参加者数 345人</li> <li>・精神 開催回数 4回、参加者数 347人</li> <li>・3障害 開催回数 3回、参加者数 120人</li> </ul>	平成23年度は震災の影響により中止を余儀なくされた教室も無事再開し、概ね予定通りに実施できた。	予定定員に満たない教室も多いため、より魅力的な内容での実施を目指すとともに、広く効果的な周知を行っていく。
	128	障害企画課			障害のある方の生活訓練	身体障害のある方の健康管理や社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。	生活訓練等事業(合計利用者数 450人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害のある方の社会生活教室(8回開催) 延べ参加者 68人</li> <li>・中途失聴・難聴の方の生活訓練(6回開催) 延べ参加者 71人</li> <li>・聴覚障害のある方の社会生活教室(8回開催) 延べ参加者 154人</li> <li>・障害者健康指導教室(16回開催) 延べ参加者 157人</li> </ul>	平成23年度は震災の影響により中止を余儀なくされた教室も無事再開し、概ね予定通りに実施できた。	様々な内容の教室を実施しているが一度参加しただけでは身に付かないという声もあり、障害者が生活していく上で活動の幅を広げられるものになるようカリキュラム等について検討していく。
	129	障害企画課			仙台市スポーツ施設使用料減免	障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に、市営スポーツ施設の使用料の半額または全額減免を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免利用延人数 50,694人</li> <li>  団体利用数 42団体(34,829人)</li> <li>  個人利用者数 15,865人</li> </ul>	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大、および障害のある方の生活・活動の拡充につながった。	利用者の増加を図るため、更なる事業周知を検討していく。



方針	整理番号	H25 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市 単独事業 (☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
										② 文化・芸術活動の促進
	130	障害企画課			文化・芸術活動の振興	障害のある方の文化・芸術活動の振興を目的に「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や障害のある方の芸術作品等の紹介や相互の交流を図る紙上交流誌「わか」の発行等を実施する。	障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。 ・障害者による書道・写真・絵画コンテスト 応募作品数：書道の部77点、写真の部28点、絵画の部44点 ・写真教室、スケッチ散策教室 参加者95人 上記の「障害者による書道・写真・絵画コンテスト」への応募を目標とした教室 ・ウエルフェアアート展 平成24年9月30日から障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品の展示した。 ・その他、絵を楽しむ教室や写真教室を開催したほか、紙上交流誌「わか」の発行を行った。 絵を楽しむ教室 参加者10人、写真教室参加者15人 紙上交流誌「わか」 発行回数 3回	コンテスト入選作品の展示では観覧者から好評を得ており、障害者の活動成果発表の場を形成することで文化・芸術活動への参加意欲を高めることにつながっていると考えられる。	近年、コンテストへの応募作品数が伸びていないため、コンテストのより一層の周知と作品応募への意欲を高めるような芸術・文化活動に係る教室などの開催を検討していく。	
	131	障害企画課		☆	障害のある方の国際交流	障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について、補助金を交付する。	ロンドンパラリンピックの観覧参加と障害者施策および福祉のまちづくりの視察研修を実施。 ・イギリス・ロンドン市へ22人を派遣(平成24年9月4日～9月11日)	・イギリスの文化・芸術にふれるとともに、パラリンピック発祥の地であるストーク・マンデビル病院の視察やロンドンパラリンピックの視察により、障害者スポーツの歴史などにもふれることができ、障害のある方の参加機会の拡大につながった。 ・障害者団体など現地スタッフとの交流で親睦を深めることができた。	派遣後の活動成果の発表は報告書の作成のみとなっているため、発表の場の充実について検討していく。	
	132	障害企画課		☆	各種障害者団体助成	障害児者の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発の促進のため、障害者福祉団体が行うイベント等の開催経費を助成する。	各種障害福祉団体助成事業 ・交付団体 3団体	障害児者がイベントに積極的に参加し、生き活きと活動の発表などを行い、社会参加の推進につながるとともに、市民への障害に対する理解の促進と参加者相互の交流を図ることができた。	継続を要する事業ではあるが、実施団体の独自運営の促進等、事業の展開について検討を進めていく。	
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援										
	① 当事者活動の推進					障害のある方の自主的な活動を推進するため、自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに励まし支え合うピアサポート活動等を支援する。				
	133	障害者支援課			セルフヘルプグループ(障害のある方の自助グループ)の支援	セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。	セルフヘルプ育成支援(通年) ・当事者活動団体 7団体	ピアカウンセリング集いの場などで交流した当事者が疾患特有の悩みを共有する場を求め、派生して疾患別の当事者団体を立ち上げている。それらの団体に対し、セルフヘルプ育成支援により運営面、資金面、広報活動等のサポートを行ったことで、活動の継続や発展に寄与できた。	社会の中で当事者が活動を続けることは、精神障害に対する誤解や偏見を取り除く活動としての役割を持つことから、今後はスピーカーズビューロー活動(精神障害当事者による講演活動)との役割分担や技術交流などを積極的に行っていく。	

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	134	障害者支援課			ピアカウンセリング事業(精神障害のある方同士のカウンセリング)	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリングを学び実践する機会を提供する。また、当事者活動のリーダーの育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアカウンセリング集いの場 年3回開催(参加延人数 47人)</li> <li>ピートークショー 年1回開催(聴講者数63人)</li> <li>シンポジウム「精神障がいって何だ？」</li> </ul>	ピアカウンセリング集いの場は、本市からの受託事業であるという安心感もあってか新規の参加者も多く、疾患を問わないため、様々な疾患の当事者が集まり、精神障害当事者間の交流が促進された。	平成25年度より、障害者総合相談から精神障害者地域社会交流促進事業へ移行した。社会の中で当事者が活動を持続することは、精神障害に対する誤解や偏見を取り除く活動としての役割を持つことから、今後はスピーカーズビューロー活動(精神障害当事者による講演活動)との役割分担や技術交流などを積極的に行っていく。
	135	障害企画課			本人活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。	本人活動支援事業 ・17回実施 延べ参加者数435人 登録者数49人	参加者自身が活動の企画段階から実施進行に至るまで携わる機会をさらに増やしたことで、本人がより意欲的に活動に取り組めるものとなった。	好評により継続しての参加希望が多くなっている反面、参加者増加による人間関係の複雑化によりやめてしまう方もいた。参加者同士の違いを認め合いながら成長していけるようなサポート体制の充実を図っていく。
② 社会的活動への参加促進						障害のある方の社会参加や自立を促進するため、ボランティアへの参加などの社会的活動への参加を促進する。			
	136	障害企画課			障害者ボランティア活動の支援	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供及び障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉スキルアップ研修 回数4回、延べ参加者数91人</li> <li>精神保健福祉ボランティア団体活動講座 回数2回、延べ参加者数33人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自身がボランティア活動を体験する講座により、地域の一員としての意識を向上させ、社会参加を促進するものになった。</li> <li>施設等の職員を対象としたスキルアップ研修を実施し、障害者の社会参加にとってより良い環境づくりにも取り組んだ。</li> </ul>	施設職員等のスキルアップ研修講座が定員に達していないため、より効果的な募集を検討する。
	137	障害企画課			審議会等への障害のある方の参画推進	障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、市政への参画を推進する。	障害のある方の委員数8人 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者施策推進協議会 4委員/20委員</li> <li>障害者自立支援協議会 1委員/15委員</li> <li>精神保健福祉審議会 3委員/20委員</li> </ul>	障害のある方の委員参加で、当事者の立場や見方で、建設的な意見等が得られ、市政への反映に大きく貢献いただいた。	当事者の意見がより市政に反映できるよう、仕組み・体制を検討していく。
	138	社会課			精神障害のある方の社会参加に関する個別支援プログラムの実施	生活保護を受給している在宅の精神障害のある方のうち、福祉事務所が選定した方について、生活の支援や社会参加に向けた組織的な支援を行う。	現状では、プログラムの枠組みにとらわれず、通常のケースワークにおいて援助方針を樹立し、個別支援を実施している。	本プログラム策定の趣旨や目的に沿った個別支援は、各区保護課において十分に組み込まれている。	精神障害のある方への支援の実態をふまえて、活用しやすい実施手順となるよう、随時見直しを実施していく。

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	5 サービスの充実と質の向上								
	(1) サービスを選択できる環境の整備								
	① 障害福祉サービス提供体制の整備					訪問系サービス, 日中活動系サービス, 居住系サービス等について, 障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択し, 利用できる基盤の整備を促進する。			
	139	障害者支援課			自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付事業(第3期障害福祉計画)	自宅等で受けられる訪問系サービス, 障害福祉サービス事業所等へ通所する日中活動系サービス, グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。	第3期仙台市障害福祉計画 平成24年度実績(見込量)参照。	就労移行支援を除くサービスについては, 利用者数および利用日数ともに見込量の概ね2割程度多く供給できており, 必要なサービスを提供できる体制を整えている。	就労移行支援においては利用者数が見込みを下回っており, 今後事業所数を増やし定員の拡大を図りたい。
	140	障害者支援課		☆	重度重複障害者等受入運営費の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に, 支援員配置のための補助金を交付する。(重度重複障害者1名につき月39千円の補助を実施。(人員配置体制加算I型を算定する場合は, 20千円))	・市内・市外47施設 507人 ・214,918千円	旧法施設から新法移行に伴い, 改めの認定調査が必要なケースが多く, 調査の結果「否」となるケースもあったことから, 決算額は平成23年度より減少した。	対象者の増加により予算増大は避けられない状況である。持続可能な制度とするため, 国の制度設計や報酬改訂状況などを勘案しながら, 対象事業の絞込みや補助基準額の細分化等, 制度の見直しを検討していく。
	141	障害者総合支援センター			身体障害者(児)補装具費の支給	補装具の処方や適合判定を実施し, 障害の状況に合った適正な補装具を支給する。	補装具判定件数 1,588件 ・視覚 2件 ・聴覚 292件 ・肢体不自由 1,290件 ・内部 4件	専門職による適正な補装具の判定が行われた。	引き続き適正な補装具の判定を実施するため, 専門職において, より高度な技術の取得に努めていく。
	142	障害者支援課			障害者小規模地域活動センター運営費の補助	障害のある方が通所し, 創作活動や生産活動を通して, 作業指導や生活指導, さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して, 運営費を補助する。	仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金により, ・心身 7事業所に対し, 74,384千円 補助額75,378千円に対し, 執行率98.7% ・精神 16事業所に対し, 214,875千円 補助額216,400千円に対し, 執行率99.3%	23年度までに知的・身体障害者施設で給付費事業への移行が進んだが, 精神障害者施設については進み具合が漸進的な状況であり, 移行促進が必要である。	給付費事業への移行が可能な施設については, 事業の充実を図る観点から, 積極的に移行を促しているが, 収支的に事業継続が困難になると思われる施設が多い。今後も利用者確保の方策などを共に検討しながら, 移行に向けた取り組みを継続する。
	143	障害者支援課		☆	障害福祉サービス事業所の整備	障害者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう, 生活介護サービスを提供する施設を整備する社会福祉法人に対し, 補助を行う。	泉区において整備を進めていた障害福祉サービス事業所「フォレスターナ仙台」(生活介護)が平成25年3月末に竣工した。	「フォレスターナ仙台」の整備により, 重い障害のある方の日中活動の場の拡充がなされ, 特別支援学校の卒業生の受け入れ先の確保が図られた。	国庫補助を活用し, 隔年ごとの整備を計画している。平成25年度は宮城野区での生活介護事業所の整備に向けた事業選定に着手し, 平成27年4月の事業開始を目指す。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料5-I

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	144	障害者支援課			地域生活支援事業等各種事業(第3期障害福祉計画)	相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合った多様なサービスの提供を推進する。	第3期仙台市障害福祉計画 平成24年度実績(見込量)参照。	・移動支援の利用者数は着実に増加している。 ・相談支援事業では、業務水準の底上げのため、仕様書の詳細化を行った。また障害者自立支援協議会にて、事業所運営の自己評価の試行が行われた。	・移動支援では、外出に支援を要する方が社会参加等を積極的に行えるよう、今後も制度の周知に努める。 ・相談支援事業では、障害や年齢を問わず幅広い相談内容に対応することが求められており、個別給付化された計画相談支援との整理を行い、業務内容の明確化、実施体制の見直しを行う。
	145	障害者支援課			障害のある方への配食サービス事業	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を定期的に届ける。	平成24年度末現在の利用者数 136人(参考 平成23年度末現在の利用者数 131人)	前年度と比較し、利用者数及び配食数は増加しており、障害のある方が地域で自立した生活を送るための一助として役割を果たすことができた。	より多くの方に本事業を利用していただけるよう、これまでと同様に本事業の周知を行う。
	146	障害者支援課			障害者福祉センター運営管理	障害者福祉センターにおいて自立訓練や生活介護事業を多機能型で運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。また、設置の検討を進めている地域の自立支援協議会など地域支え合い体制の中核、障害者福祉の地域拠点機能を担う。	・自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業、生活介護事業の実施 ・貸館事業、各種講習会・イベントの開催	自立訓練や生活介護事業といった障害福祉サービスの提供のみならず、各種講習会やイベントの開催を通じて普及啓発にも取り組むなど、地域の障害者福祉の拠点施設としての役割を果たせた。	より快適なサービス利用を目指し、接遇面の更なる向上や分かりやすい情報提供に取り組むとともに、必要に応じて地域に出向いての講習会等を開催するなど、地域とのつながりをより強いものとするための取り組みを推進する。
	147	障害企画課			高額障害福祉サービス等給付費の給付	障害福祉サービス、補装具、介護保険、児童福祉法に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。	・件数 757件 ・支給額 2,980千円	各制度を併せて利用している障害者や、複数の利用者がある世帯等について、経済的負担が軽減されることにより、必要なサービスを活用した支援が実現できている。	支給については該当者からの申請によるため、引き続き対象者の把握および申請勧奨による案内を行う。
	148	環境局廃棄物管理課			一般廃棄物処理手数料の減免(ストマ装具・紙おむつ等支給者へのごみ袋の配布)	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を配付する。	・在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業によってストマ装具及び紙おむつ等の支給を受ける方(18歳未満の方についてはその保護者)を対象としている。 ・申請に基づき、1,331人の方に家庭ごみ指定袋を配布した。	申請後概ね1ヶ月程度で発送できており、ごみ袋有料化に伴う費用負担を軽減することに貢献できた。	これまでと同様に障害企画課・各区障害高齢課と協力し、制度の周知を行うとともに、申請後1ヶ月程度でごみ袋を発送できるよう事業を進めていく。

方針	整理番号	H25担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成24年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	③ サービスの質の維持向上を図る指導						障害のある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への指導等を行う。		
	149	障害者支援課			苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきないよう、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知を行う。	施設利用者から個別の相談があった場合に、制度の紹介、利用の促進を図った。	施設に対する苦情等があった場合、その都度左記の制度を紹介することによって、制度を利用する前に話し合いで解決した事例も多く、一定の役割を果たした。	利用者が施設を初めて利用する際に、制度の紹介を徹底するよう、施設への更なる周知徹底を図る。
	150	障害者支援課			指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。	一般監査実施数(障害者(児)施設及び実施機関) ・障害者支援施設 8 ・児童施設 3 ・地域活動支援センター 14 ・相談支援事業所 16 ・福祉ホーム 2 ・実施機関 1	全体的に指摘件数は減少傾向にある。	従来の社会福祉法に基づく指導監査に加え、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導を実施。事業単位数として800を超える事業所に対する効果的な指導監査方法について研究・検討を進める。
② 人材の育成・確保									
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実						行政、各団体など多様な主体による専門分野に関する研修会などを活用し、障害に関する専門性を備えた人材の育成を図る。			
	151	障害企画課			各種研修等の実施	4つの専門相談機関や相談支援事業所、就労支援センター等関係機関との連携による研修や調査、研究を実施する。	区役所・総合支所、専門的な相談機関、相談支援事業所、障害者福祉センター等の職員を対象に障害者ケアマネジメント研修を実施した。 ・障害保健福祉新職員研修 2回、計78人参加 ・障害者ケアマネジメント研修 5回、計257人参加	・障害者ケアマネジメント研修については、対象者を3階層に分けた研修を実施した。 ・新任研修や中堅研修等で学んだ内容を実践に活かすためには、事業所内のリーダーが日々の実践における学びを促進する必要があると考え、リーダー研修を初めて実施した。しかし、現状としては研修内容が日々の実践における力量形成につながっているとは言いがたい。	・障害者ケアマネジメント研修については、拠点のコーディネート機能、事業所のOJTとの連動のもとにその効果が発揮されるよう企画されているため、その活用を目指し、体系化を検討する。 ・障害者ケアマネジメントを担う人材の質的な向上を目指し、その対象者の拡大についても検討を行う。
② ボランティアなど地域で支える担い手の確保						各種事業の実施や各団体などの取り組みを通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促す。			
	152	社会課			仙台市ボランティアセンターによる各種専門研修等	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティア要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。また、キャップハンディ体験(障害者理解)のための教材の貸し出しを行う。	・地域のボランティア育成講座(各区社協毎実施) 429人参加 ・キャップハンディ体験学習指導員・講師派遣 62回派遣 5,624人参加 ・夏のボランティア体験会 382人参加	ボランティアの育成、地域の人材発掘について、各種講座に7,000人弱の参加があり、ボランティアへの関心を高めることに一定の効果があったものと考えられる。	各区で実施されている地域ボランティア育成講座について参加者数の増加に向けて取り組みを行う。